鞠智城 東京シンポジウム

「律令国家と
西の護り、鞠智城」

KIKUCHIJO TOKYO SYMPOSIUM

平成27年9月6日(日)

時間　13:00～17:40

場所　明治大学アカデミーコモン・
アカデミーホール

鞠智城
イメージ
キャラクター
ころう君

主催／熊本県　熊本県教育委員会　明治大学日本古代学研究所
後援／水城・大野城・基肄城1350年事業実行委員会　明治大学博物館
明治大学社会連携機構　福岡県教育委員会　熊本県文化財保護協会

鞠智城東京シンポジウム

律令国家と西の護り、鞠智城

～古代山城の中での鞠智城の役割・機能を考えるとともに、東北の古代城柵と比較する～

日時：平成２７年９月６日（日）　13：00～17：40
場所：明治大学アカデミーコモン・アカデミーホール（東京都千代田区神田駿河台 1-1）
主催：熊本県、熊本県教育委員会、明治大学日本古代学研究所
後援：水城・大野城・基肄城 1350 年事業実行委員会、明治大学博物館
明治大学社会連携機構、福岡県教育委員会、熊本県文化財保護協会

日　程

11：30　開　場

13：00　開　会

あいさつ　熊本県副知事　小野　泰輔
明治大学日本古代学研究所長　吉村　武彦

来賓紹介

13：20　報告　13:20～13:40
「鞠智城跡の調査成果概要と取組み」
西住 欣一郎（熊本県教育委員会）

13：40　基調講演 13:40～14:40
「鞠智城と古代日本東西の城・柵」
岡田　茂弘（国立歴史民俗博物館名誉教授）

14：40　休憩

14：55　講演①　14:55～15:35
「古代山城の建物―鞠智城と大野城・基肄城―」
赤司　義彦（福岡県教育庁総務部文化財保護課長）

15：35　講演②　15:35～16:15
「平安期における鞠智城―9 世紀～10 世紀の対外関係と「菊池城院」「菊池郡城院」―」
加藤　友康（明治大学大学院文学研究科特任教授）

16：15　休憩

16：30　パネルディスカッション 16:30～17:40
コーディネーター　佐藤　信（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
パネラー　岡田　茂弘（国立歴史民俗博物館名誉教授）
赤司　善彦（福岡県教育庁総務部文化財保護課長）
加藤　友康（明治大学大学院文学研究科特任教授）
西住 欣一郎（熊本県教育委員会）

17：40　閉　会

※8/25～9/6　「鞠智城展」を開催（アカデミーコモン 1F 展示スペース）

報告者・講演者・コーディネーター紹介

【報告者】
西住　欣一郎　（にしずみ　きんいちろう）
熊本大学大学院文学研究科修士課程修了。熊本県文化課で埋蔵文化財担当、鞠智城跡調査主査、課長補佐を経て、現在、熊本県立装飾古墳館分館「歴史公園鞠智城・温故創生館」館長。鞠智城の調査成果を活かした活用に主として従事。

【講演者】
岡田　茂弘（おかだ　しげひろ）
千葉大学文理学部地学科卒業。同志社大学大学院文学研究科修士課程修了。奈良国立文化財研究所技官、宮城県多賀城研究所長、国立歴史民俗博物館教授・考古研究部長、東北歴史博物館長を歴任。国立歴史民俗博物館名誉教授。専門は日本歴史考古学。編著書に『多賀城』『古代の都を復元する』など多数。

赤司　善彦　（あかし　よしひこ）
明治大学文学部卒業。福岡県教育委員会、九州歴史資料館、九州国立博物館を経て、現在、福岡県教育庁総務部文化財保護課長。大宰府政庁跡の発掘調査に長年携わる。専門は日本考古学。

加藤　友康（かとう　ともやす）
東京大学文学部国史学科卒業。東京大学大学院人文科学研究科博士課程中退（修士課程修了）。東京大学史料編纂所にて『大日本史料』の編纂と正倉院文書の調査研究に従事。東京大学名誉教授。現在、明治大学大学院文学研究科特任教授。専門は日本古代史。編著書に『古代文書論—正倉院文書と木簡・漆紙文書』『日本の時代史６』など多数。

【コーディネーター】
佐藤　信　（さとう　まこと）
東京大学文学部国史学科卒業。東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了。奈良国立文化財研究所（平城宮跡発掘調査部）研究員、文化庁文化財調査官、聖心女子大学文学部助教授、東京大学文学部助教授を経て、現在、東京大学大学院人文社会系研究科教授。専門は日本古代史。文学博士。

（発表順・敬称略）

【目次】

報告　「鞠智城跡の調査成果概要と取組み」（西住欣一郎）……1

基調講演「鞠智城と古代日本東西の城・柵」（岡田 茂弘）……11

講演①　「古代山城の建物－鞠智城と大野城・基肄城－」（赤司善彦）……21

講演②　「平安期における鞠智城
－９世紀～10 世紀の対外関係と「菊池城院」「菊池郡城院」－」（加藤友康）……31

参考資料

【報 告】

鞠智城跡の調査成果概要と取組み

西住　欣一郎（熊本県教育委員会）

1　鞠智城跡の位置と環境

鞠智城は、東アジア情勢が緊迫する7世紀後半、朝鮮半島における白村江の敗戦（663）を契機に、北部九州の防衛拠点として構築された古代山城である。

その城跡は、熊本県の北部、阿蘇北外輪山から有明海へと西流する一級河川菊池川（総延長 72km）の中流域、山鹿市、菊池市の市境に位置する。鞠智城跡は菊池川河口から直線距離で約 27km 遡った箇所に存在する。県境の筑肥山地の主峰、八方ヶ岳（標高 1,052 m）南西麓に形成された丘陵地帯の南端近く、標高約 145mの台地状の丘陵上（通称；米原台地）に、鞠智城は立地している。その南には、菊池川沿いに発達した肥沃な菊鹿盆地が広がる。この地は、古代律令制下、肥後国菊池郡に属し、城跡周辺に残る「木野」地名から、『和名類聚抄』にみる「城野郷」に比定されている。

鞠智城跡の城域については、古くから広域説、狭域説が論じられてきたが、現在では、狭域説のうち、土塁線と崖線で囲繞する周長約 3.5km、面積約 55ha、標高約 90～171mの範囲を城域〔第1図〕とする。その範囲を包括する約 64.8ha が平成 16 年に国史跡として指定されている。

2　文献にみる鞠智城跡

大野城跡や基肄城跡などは『日本書紀』に創建の記載（665）があるが、鞠智城跡には創建の記録はない。鞠智城跡が文献上に登場するのは、『続日本紀』文武天皇 2（698）年5月条の修復記事である。それは「大宰府をして、大野、基肄、鞠智の三城を繕治せしむ」との記録である。その後、『日本文徳天皇実録』天安 2（858）年2月・6月条、『日本三代実録』元慶 3（879）年3月条に鞠智城跡の記載がある[資料1]。

3　調査成果の概要

鞠智城跡の発掘調査は、昭和 42（1967）年度に第1次調査を行い、平成 22（2010）年度までに第 32 次の調査を実施した。その調査成果は『鞠智城跡Ⅱ』（2012）に総括されている。主な成果は次の通りである。古代山城では唯一の八角形建物跡をはじめとする 72 棟の建物跡〔写真1〕や約 5,300 ㎡の規模を誇る貯水池跡、外郭線上に城門の門礎石、版築工法による土塁跡などの遺構が検出されている。遺物としては、須恵器、土師器などの土器や単弁八葉蓮華文軒丸瓦をはじめとする瓦類、建築用材、木製品に加え、『秦人忍□五斗』銘の付札木簡や百済系の銅造菩薩立像など〔写真2〕が出土している。

総括報告書の『鞠智城跡Ⅱ』では、72 棟の建物跡については、その切り合い関係や主軸方向等を検討して、時期区分と変遷を考察している。それらの概要は以下の通りである。

（１）時期区分と変遷の概要

鞠智城跡は、７世紀後半から10世紀中頃まで存続した。城としての役割・機能変化の検討を加え、鞠智城Ⅰ～Ⅴ期の５期に及ぶ変遷を明らかにしている。

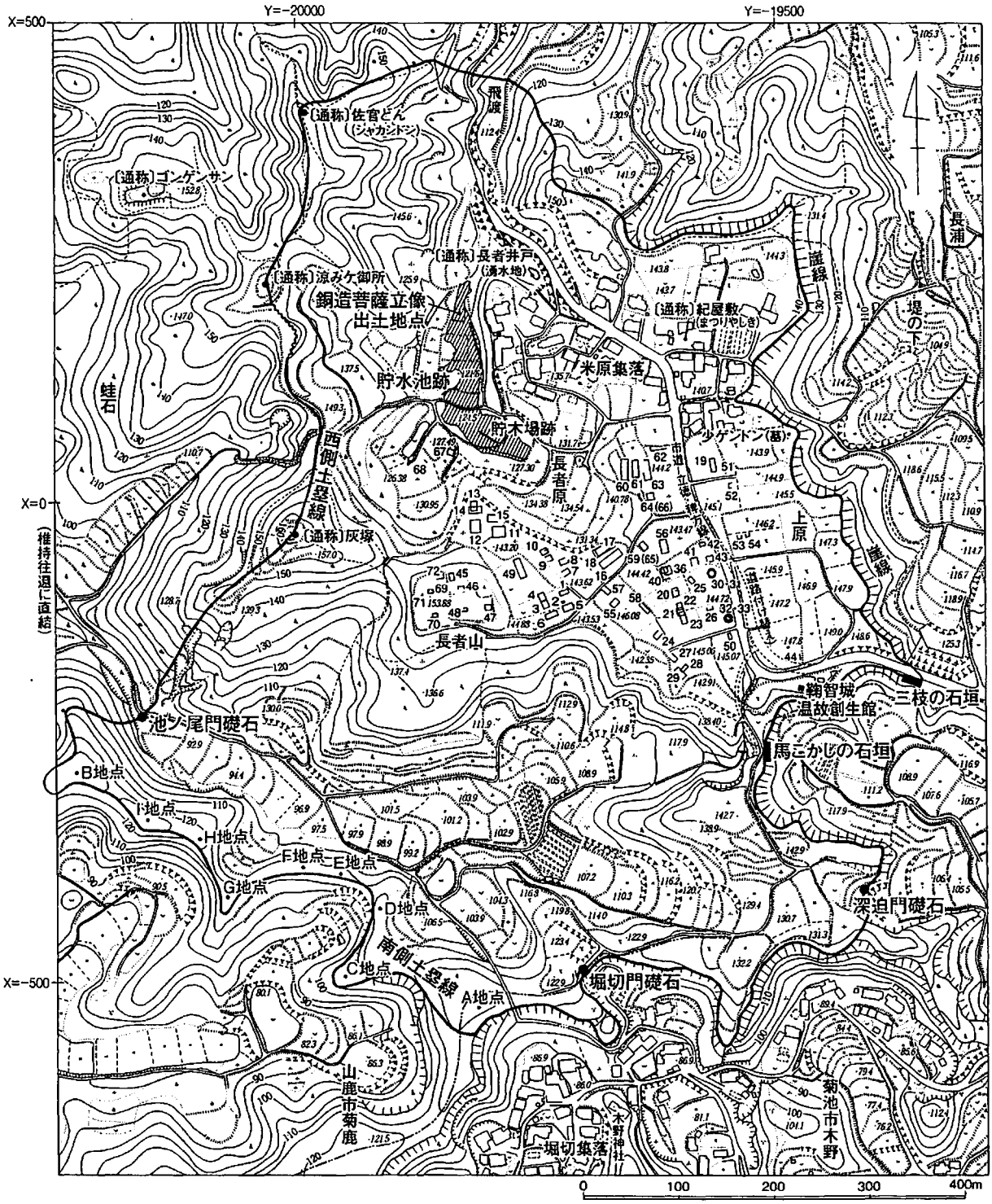

第１図　鞠智城跡

六国史にみる鞠智城　『国史大系』　吉川弘文館

甲申。令下二大宰府一繕中治大野。基肄。鞠智三城上。

（書き下し文）

「甲申、大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕い治めしむ。」

『続日本紀』文武天皇二（698）年五月二十五日条

丙辰。肥後国言。菊池城院兵庫鼓自鳴。丁巳。又鳴。

（書き下し文）

「丙辰、肥後国言す、菊池城院の兵庫の鼓自ら鳴る」

「丁巳、又鳴る」

『日本文徳天皇実録』天安二（858）年二月二十四・二十五日条

肥後国菊池城院の兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

（書き下し文）

「肥後国菊池城院の兵庫の鼓自ら鳴る」

「同城不動倉十一宇火く」

『日本文徳天皇実録』天安二（858）年六月二十日条

肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

（書き下し文）

「肥後国菊池郡城院の兵庫の戸自ら鳴る」

『日本三代実録』元慶三（879）年三月十六日条

資料１

写真１　鞠智城跡・長者原地区の建物跡（南東上空）（平成９年度撮影）

銅造菩薩立像

「秦人忍口五斗」銘木簡

須恵器

単弁八葉蓮華文軒丸瓦

木製品（平鍬・横槌）

土師器

写真２　鞠智城跡の出土遺物

【鞠智城Ⅰ期（７世紀第３四半期～第４四半期）】

Ⅰ期は鞠智城の創建期である。創建年代は、『続日本紀』文武２（698）年に「繕治」した大野、基肄の２城の創建（665）とほぼ同時期に推定している。外郭線上に３箇所の城門、土塁線、城内に掘立柱建物、貯水池などを緊急的に整備し、城としての最低限の機能を備えた段階と考えられる[写真３・第３図]。

堀切門・門跡と道路跡

池ノ尾門・石塁跡

西側土塁線・土塁跡

貯水池・貯木場跡

写真３　鞠智城Ⅰ期の遺構

【鞠智城Ⅱ期（７世紀末～８世紀第１四半期前半）】

Ⅱ期は鞠智城の隆盛期である。「L」字形に掘立柱建物を配置した管理棟的建物群とそれらを取り囲む区画溝が出現する。建物群を取り込んだ区画溝はこの箇所だけのものである〔第２図〕。この遺構群の南側に八角形建物〔写真４〕や総柱建物を配置するなど[第３図]、城内施設の充実が図られる。土器の出土量はこの時期が最も多く、城の管理・運営に多くの人員が配置されものと考えられる。

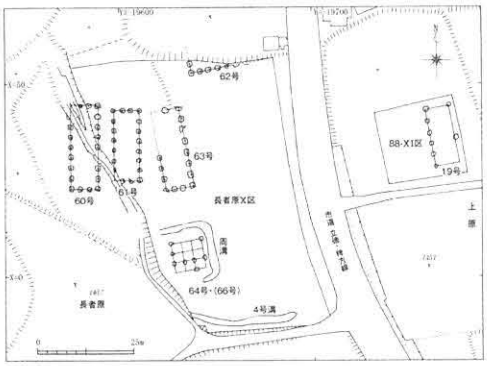

第２図　管理棟的建物群

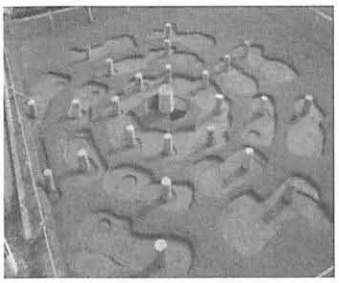

南側八角形建物跡

北側八角形建物跡

写真４　鞠智城Ⅱ期の遺構

【鞠智城Ⅲ期（８世紀第１四半期後半～第３四半期）】

Ⅲ期は鞠智城の転換期である。城内の建物配置はⅡ期を踏襲しながらも、総柱建物が小型礎石を使用した礎石建物〔写真５〕に建て替えられる[第３図]。出土土器の空白期に当たることから、城の存続上必要な最小限度の維持・管理がなされていたと考えられる。

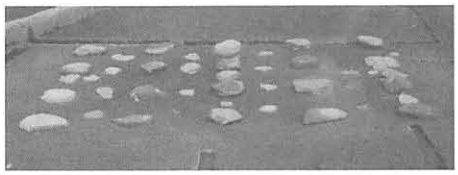

65 号建物跡（次の鞠智城Ⅳ期の礎石建物跡と重複しており、小型の礎石のほうが 65 号建物跡）

写真５　鞠智城Ⅲ期の遺構

【鞠智城Ⅳ期（８世紀第４四半期～９世紀第３四半期）】

Ⅳ期は鞠智城の変革期である。管理棟的建物群の消失や貯水池中央部の機能低下がある一方、Ⅲ期の礎石建物が大型礎石を使用した礎石建物〔写真６〕に建て替えられ[第３図]、食糧等の備蓄機能が主体となる。これら建物群は、当該期末に焼失しており、『文徳実録』天安２（858）年の不動倉火災との関連が想定される。

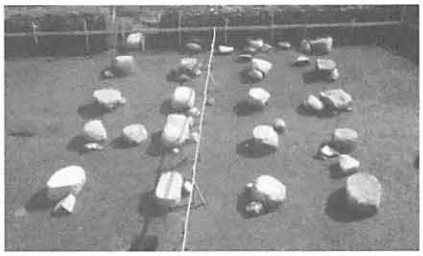

20 号建物跡

写真６　鞠智城Ⅳ期の遺構

【鞠智城Ⅴ期（９世紀第４四半期～10 世紀第３四半期）】

Ⅴ期は鞠智城の終末期である。城内の建物数は減少し、城の機能は低下するものの、大型の礎石建物を建て直すなど、食糧等の備蓄機能は存続する[第３図]。

４　総括報告書を基にした研究の深化

鞠智城跡については、平成 23 年度に発掘調査の総括報告書、平成 24 年度に整備事業の総括報告書を刊行した[写真７]。『鞠智城Ⅱ』は、第８次（昭和 61 年度～第 32 次(平成 22 年度)の発掘調査成果を総括したものである。平成５年度～平成 23 年度の整備事業をまとめたのが『鞠智城跡』の文化財整備報告書である。

写真７　総括報告書

【各期における建物跡の種別】
鞠智城Ⅰ期（掘立柱）
鞠智城Ⅱ期（掘立柱）
鞠智城Ⅲ期（掘立柱、礎石）
鞠智城Ⅳ期（掘立柱、礎石、礎石・掘立柱併用）
鞠智城Ⅴ期（礎石）

第３図　建物遺構の変遷

これらの総括報告書の成果を基礎に発展的な研究を掲載したものが『鞠智城跡Ⅱ』論考編１、論考編２である。こられの論考には、古代山城に関わる諸分野の専門家と鞠智城跡の担当者が携わった。また、研究者と担当者による出土土器・瓦の生産地推定の基礎的研究も行っている[写真８]。

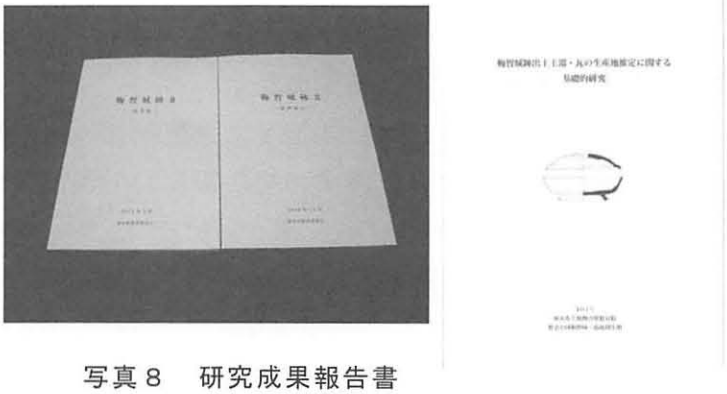

写真８　研究成果報告書

5　調査成果を活かした取組み

(1)鞠智城シンポジウム

平成２１年７月から、実施年ごとにテーマを設定して、ほぼ継続的にシンポジウムを開催してきた。平成２２年以降のシンポジウム成果報告書は鞠智城ホームページで公開している。開催年ごとのテーマと会場は以下の通りである。

・平成２１年７月「古代山城・鞠智城を考える」東京都・砂防会館
・平成２２年８月「東アジアの中の古代鞠智城」東京都・砂防会館
・平成２４年８月「ここまでわかった鞠智城　鞠智城解明の最前線」熊本テルサ
・平成２４年９月「ここまでわかった鞠智城　古代山城の歴史を探る」九州国立博物館
・平成２５年７月「古代山城の成立と鞠智城―律令国家への道と東アジアー」
　東京国立博物館
・平成２５年９月「古代山城の成立と鞠智城―築造技術の源流ー」
　大阪府・ドーンセンター
・平成２６年７月「律令国家の確立と鞠智城―698 年「繕治」の実像を探るー」
　明治大学アカデミーコモン・アカデミーホール
・平成２７年９月「律令国家と西の護り」
　古代山城の中での鞠智城の役割･機能を考えるとともに､東北の古代城柵と比較する。
　明治大学アカデミーコモン・アカデミーホール

(2)「特別研究」(若手研究者育成事業)

平成２４年度から、鞠智城跡をテーマにした「特別研究」事業を始めた。この事業は若手研究者（45 才以下）の育成を目的にしたもので、応募者の中から５名を選定し、年度内に研究論文を提出するものである。その研究は『鞠智城と古代社会』の論文集[写真９]に掲載し、３月にはその研究成果の発表会[写真 10]を行っている。選定された考古学・文献史学の研究者には研究費として 30 万円を助成している（平成 27 年度は 50 万円）。

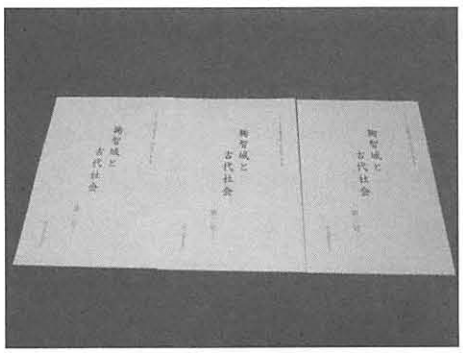

写真９　『鞠智城と古代社会』の論文集

写真 10　パレアホール（熊本市）での発表会

(3)調査成果概要の紹介本

平成 24 年度～26 年度で、調査成果をわかり易く解説した冊子を６部構成で作成した。この冊子には一般向けと子ども向けの二種類がある。各号の内容は次の通りである。第１

号は鞠智城のあらまし。第２号は建物遺構。第３号は貯水池跡について。第４号は城門跡、土塁跡。第５号は出土遺物について。第６号は鞠智城の変遷[写真 11・12]。

写真 11　一般向けの紹介本

写真 12　子ども向けの紹介本

（４）『歴史読本』の特別鼎談

写真 13　温故創生館内での鼎談

蒲島郁夫（熊本県知事）・五百旗頭真（熊本県立大学理事長）・佐藤信（東京大学大学院教授）の三氏による「古代日本の防衛最前線―鞠智城」の特別鼎談を鞠智城跡で行い、『歴史読本』2015 年３月号に掲載した。その極一部を抜粋すると、蒲島知事は鞠智城の戦略的な位置づけを考えるうえで、熊本県として研究を深めていく必要があるとの話。五百旗頭理事長は白村江の戦いのあとの時期につくられた鞠智城は非常にロマンを感じさせる史跡であるとの内容。佐藤教授は白村江の戦いを契機に、中央集権的な律令国家が必要になり、そのことが日本の国づくりを加速させたとの話であった[写真 13][本日の配布資料]。

（５）平成２７年度の主な取組み（７月までの主なもの）

①山鹿市立城北小学校での家庭教育学級での講演会

５月に鞠智城跡の北側にある城北小学校で、保護者と５・６年生を対象とした家庭教育学級での講演会が実施され、講師としての役割を果たした。講演内容は、城北の宝である鞠智城の概要説明と今後も宝物として大切にしてほしいとの願いを伝えた。子ども達からは鞠智城に関わる色々な質問がたくさん出て、活気ある講演会で、城の大切さや良さが伝わったと確信した[写真 14]。

写真 14　講演会の様子

②志波城のイメージキャラクターとの交流

６月に、岩手県盛岡市の志波城跡の「しわまろくん」と鞠智城跡の「ころう君」とが交流を深めました。志波城跡の南門前の広場で、地元の幼稚園・保育園児と楽しい時間

を過ごすことができました。大変有意義な交流会でした。

写真 15　志波城跡南門で園児たちと記念撮影

③山鹿市立六郷小学校での道徳の授業

熊本県教育委員会では、道徳が教科になる以前の平成 24 年に、「熊本の心」という道徳教育郷土資料を作成した。その取組みは全国から注目を受けている。その中の小学校５・６年資料の冒頭に「鞠智城のなぞ」という教材が掲載されている[写真 16]。

写真 16　道徳教育用郷土資料『熊本の心』平成 24 年（熊本県教育委員会）

この教材を利用した授業が６月に、地元の小学校の５年生クラスで実施された。この授業の「ねらい」は、鞠智城という郷土の文化財を大切にし、地域の一員として、それを愛する心をもち、郷土の発展に尽くそうとする態度を養うことである。この授業で、温故創生館職員は、鞠智城跡の発掘調査の苦労やその成果などの児童の質問に答え、その大切さを伝えるゲストティチャーとしての役割を担った。児童達はグループで話し合い、ごみ拾いをするなどの自分達でできることを授業の最後に発表した。ゲストティチャーとしての授業のまとめと感想は、子どもたちが自分の課題として、文化財の大切さを実感できおり、郷土を大切にする心が育成されていることがすばらしいと感じた。

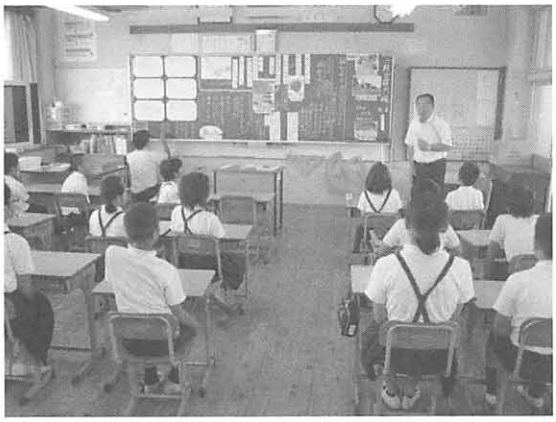

写真 17　道徳授業の様子

最後に、「鞠智城の保存と活用のバトンを君たち（児童）に渡すので、きちんと次の走者にバトンをつないでほしい」との願いと伝えた。きっと、子どもたちは私の願いを叶えてくれると信じている[写真 17]。

④小学校教科書への掲載

平成２７年度版の教育出版の教科書『小学社会６上』に、鞠智城のことが教材として採用されている。「②大陸に学んだ国づくり」の単元の末尾にある「もっと知りたい」という発展的な学習内容として取り上げてある。

その内容は、東アジアの国々と日本との関係について考えるものになっている。７世紀の中ごろの朝鮮半島の情勢の中で、日本と友好関係にあった百済が滅ぶと、その再興を援助するために、日本は軍を送ったが、白村江の戦いで中国（唐）と新羅の連合軍に敗れた。その後の７世紀後半に、大和朝廷は国の守りを固めるために、山城を築造した。その山城の一つが鞠智城で、復元した八角形建物の写真が掲載されている。

【引用・参考文献】

熊本県文化財調査報告第 276 集『鞠智城跡Ⅱ－鞠智城跡第 8～32 次調査報告－』熊本県教育委員会 2012

熊本県文化財整備報告第４集『鞠智城跡－平成５～23 年度鞠智城整備事業の報告－』熊本県教育委員会 2012

【基調講演】

鞠智城と古代日本東西の城・柵

岡田　茂弘（国立歴史民俗博物館名誉教授）

1　はじめに

・ 鞠智城跡の調査整備と私―これが古代山城跡か？―

鞠智城跡の発掘調査は、1967(昭和 32)年に始まり、断続的ながら現在まで 50 年近く継続されて、現在では城内地区の環境整備工事が行なわれている。

私は城跡内の米原台地構造改善事業(開田)に伴う熊本県教委の緊急発掘調査中の 1968(昭和 43)年夏に現場を見学したが、「これは本当に古代山城跡か？」という第 1 印象を持った。その理由は大野城・基肄城跡等の朝鮮式山城や神籠石山城と地形・立地が余りにも違うことだった。だが現地で門の唐居敷(何れも動いていたが)を見学し、半ばは山城跡と納得した。その後、1982(昭和 57)年に宮野礎石群(SB49 礎石建物跡)を見学、1986(昭和 61)年から熊本県教委が本格的に継続した発掘調査に 1988 年から毎年アドバイスを行なうようになり、1990(平成 2)年に熊本市で開催された第 28 回埋蔵文化財研究会『初期山城の再照明』で「城柵から見た古代山城」を発表して古代地方官衙説を主張した。鞠智城跡を保存整備するため 1994(平成 6)年に熊本県教委が保存整備基本計画検討委員会(委員長堀内清治熊本工業大学教授)を設置すると委員に就任、翌年からの保存整備事業に伴う鞠智城跡保存整備検討委員会でも委員として発掘調査と保存整備に助言を行ない、2011 年(平成 23 年)から今年の 3 月まで同委員会の委員長を務めた。

・ 史料に乏しいが存続期間が長い鞠智城跡

鞠智城跡は 2004(平成 26)年に国史跡に指定されたが、663(天智天皇 2)年に百済救援軍の白村江惨敗後大野城・基肄城等とともに築城されたと推定されながら、史書には創建の記載が無い。初見は 698(文武天皇 2)年 5 月の「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」である。その後 8 世紀の史料には記載が無く、9 世紀後半の『日本文徳天皇実録』858(天安 2)年閏 2 月の条に「肥後国言う、菊池城院の兵庫の鼓自鳴。又鳴る」、同年 6 月の条にも「大宰府言う(中略)、又肥後国菊池城院兵庫の鼓自鳴。同城不動倉十一宇火けり」の記載が有り、『日本三代実録』879(元慶 3)年 3 月の条「肥後国菊池郡城院の兵庫の戸が自鳴す」をもって、史料から姿を消す。7 世紀後半に相次いで築造された西海道(九州)の城で 9 世紀後半までの存続が史料上で知られるのは、鞠智(菊池)城と大宰府の北辺にある大野城しかなく、大宰府から南に離れた鞠智(菊池)城は際立って長く存続している。

・ 史料では追えない鞠智城を発掘調査成果と古代日本の城・柵変遷から考える

2　史料による古代の城・柵の変遷

『日本書紀』等の六国史には神話伝説上の城や臨時の要害施設あるいは朝鮮半島の山城

第1表　古代日本東西の城・柵 略年表

西暦	和暦年	東北日本　記事(出典)	西南日本　記事(出典)
583	敏達天皇12		是歳火葦北国造の子、百済達卒日羅が倭国に召れ、国内要害に塁塞を築く等献言(書紀)
645	大化　元	[8月大化改新(書紀)]	
647	大化　3	是歳越国に渟足柵を造り、柵戸を置く(書紀)	
648	大化　4	是歳越国に磐舟柵を治め蝦夷に備え、越・信濃の民を柵戸に配置(書紀)	
658	斉明天皇4	[4月阿倍比羅夫鰐田・渟代の蝦夷を征討(書紀)]. 是歳都岐沙羅柵造らに授位(書紀) (この頃仙台郡山遺跡第Ⅰ期官衙造営)	是歳百済国王・妃・太子が唐新羅の虜となる. 国家が西北の畔に兵を陣し城柵を繕修(書紀)
660	斉明天皇6	[3月阿倍比羅夫、蝦夷・粛慎を征討(書紀)]	
663	天智天皇2		[8月倭軍, 百済白村江で唐新羅軍に敗戦(書紀)]
664	天智天皇3		是歳対馬・壱岐等に坊人・烽を置き、筑紫に水城を築く(書紀)
665	天智天皇4		8月百済官人を派遣、E43長門国と筑紫国の大野・椽城を築かせる(書紀)
667	天智天皇6		11月倭国高安城, 讃岐国屋島城、対馬国金田城を築く(書紀)
669	天智天皇8		冬高安城を修理(書紀)
670	天智天皇9		2月長門に一城、筑紫に二城を築く(書紀)
672	天武天皇元		[6月壬申の乱(書紀)] 7月天武軍が三尾城攻略(書紀)
679	天武天皇8		11月難波に羅城を築く(書紀)
689	持統天皇3	正月陸奥国優耆蚶郡の城蕨蝦夷に沙門を許す(書紀)	
698	文武天皇2	(この頃仙台郡山遺跡第Ⅱ期官衙造営)	8月大宰府に大野・基肄・鞠智の三城を繕治させる(続紀)
699	文武天皇3		12月大宰府に三野・稲積の二城を修させる(続紀)
700	文武天皇4	2月越後・佐渡国に石船柵を修営させる(続紀)	
701	大宝　元		8月高安城廃止(続紀)
702	大宝　2		10月薩摩の多褹を征討、唱更(薩摩)国に建柵、戍を置く(続紀)
708	和銅　元	[9月越後国に出羽郡を建てる(続紀)]	
709	和銅　2	7月出羽柵初見(続紀)	
712	和銅　5	[9月出羽国建国(続紀)]	
719	養老　3		12月備後国茨城・常城廃止(続紀)
720	養老　4	[9月蝦夷反し按察使殺害、征討将軍等任命(続紀)]	[2月隼人反し大隅国守殺害、征隼人大将軍大伴旅人等任命(続紀)]
722	養老　6	8月陸奥鎮所初見(続紀)	
724	神亀　元	是歳按察使鎮守将軍大野東人多賀城を置く(多賀城碑)	
733	天平　5	12月出羽柵を秋田村高清水丘に移す(続紀)	
737	天平　9	4月陸奥国多賀柵・玉造柵ら五柵初見(続紀)	
740	天平　12		[9月大宰少弐藤原広嗣反す、隼人を含む万余の叛乱軍は大野東人等の征討軍に敗北(続紀)]
742	天平　14		[1月大宰府を廃し、筑前国に併せる(続紀)]
743	天平　15		[12月筑紫国に鎮西府を置く(続紀)]
745	天平　17		[6月大宰府復活(続紀)]
749	天平　21	[2月陸奥国小田郡で金産出(続紀)]	
756	天平勝宝8		6月吉備真備に命じ、筑前国に怡土城築城開始(続紀)
758	天平宝字2	12月桃生城・雄勝柵を造らす(続紀)	
758	天平宝字6	12月節度使藤原恵美朝猟が多賀城修造(多賀城碑)	
767	神護景雲元	10月陸奥国伊治城作了(続紀)	
768	神護景雲2		2月筑前国怡土城完成(続紀)
774	宝亀　5	7月海道の蝦夷反し、桃生城西郭を破る(続紀) [対蝦夷三十八年戦争開始]	3月大野山城に四天王像を造奉し新羅の呪詛を防ぐ(三代格)
780	宝亀　11	3月陸奥国覚鼈城造営着手、伊治郡領反し按察使らを伊治城で殺害, 反徒ら多賀城を侵す。8月出羽国由利柵・大室塞初見(続紀)	
802	延暦　21	正月坂上田村麿に陸奥国胆沢城造営を命ず(紀略)	
803	延暦　22	3月造志波城使坂上田村麿辞見(紀略)	
804	延暦　23	正月陸奥国中山柵初見(後紀)	
811	弘仁　2	12月陸奥出羽按察使文室綿麻呂が志波城遷置を建議し、許さる(後紀) [対蝦夷三十八年戦争終結]	
815	弘仁　5	11月胆沢・徳丹の二城に糒・塩を収納(後紀)	
858	天安　2		閏2月肥後国菊池郡城院の兵庫の鼓が自鳴、6月再び自鳴、不動倉11宇が焼失(文徳)
869	貞観　11	5月陸奥国大地震、各地被災、海水多賀城下に至る(三実)	
870	貞観　12		5月大野城の器杖、大宰府庫に准じ交替検定(三代格)
876	貞観　18		3月大野城衛卒40人の粮米を城庫に納させる(三代格)
878	元慶　2	3月出羽国夷俘反し、秋田城を焼く(三実)	
879	元慶　3	是歳守藤原保則、秋田城を復立、旧制に倍する(保則伝)	3月菊池城院兵庫の戸が自鳴(三実)
895	寛平　5		閏5月新羅の賊, 肥後国飽田郡に襲来し民家を焼く(紀略)
897	寛平　9	9月秋田城の甲冑自鳴(紀略)	

も記載されているが、日本国内での恒久的な城・柵の史料は7世紀中葉に始まり、断続的ながら9世紀末まで見られる。しかし、城・柵の所在地は九州地方(西海道)を中心とした西南日本と、東北地方(東山道東辺)を中心とした東北日本に限られる（第1表)。

・ 西南日本の山城—新羅に対する備え

西南日本では、663(天智天皇2)年の白村江での惨敗を契機として、日本列島への唐・新羅の侵攻を恐れた倭(日本)政府は西海道(九州地方)を中心に畿内(近畿地方)まで各所に山城を築造したが、侵攻の恐れが弱まるとともに各地の山城を順次廃止した。しかし、新羅やその海賊への警戒は9世紀末まで続き、756(天平勝宝8)年～の怡土城築城等も行なわれた。西南日本の山城は、基本的に新羅に対する対応であった。

・ 東北日本の城柵—蝦夷(えみし)に対する備え

東北日本では、大化改新直後に日本海岸の越国(後の越後国＝新潟県)に渟足(ぬたり)・磐舟柵を造り、柵戸を置いて蝦夷に備えたことが見え、8世紀初頭の出羽郡、出羽国建置と前後して出羽柵が初見する。庄内地方(山形県)に造営と推定される出羽柵が、733(天平5)年に秋田村高清水丘に移されて、後の秋田城となった。陸奥国(福島・宮城県)では、720(養老4)年の蝦夷反乱を契機として陸奥鎮所が造られ、737(天平9)年に陸奥国北部に造営された多賀柵、玉造柵ら五柵が初見する。749(天平21)年陸奥国小田郡での黄金産出が知られると、律令政府は陸奥国北辺への国域拡大を開始、桃生(ももの う)城・伊治(これはり)城等を造営したが、蝦夷社会との緊張が激化し774(宝亀5)年桃生城が攻撃され、780(宝亀11)年伊治城での伊治郡領の反乱から多賀城が炎上して、対蝦夷38年戦争に突入した。9世紀初頭

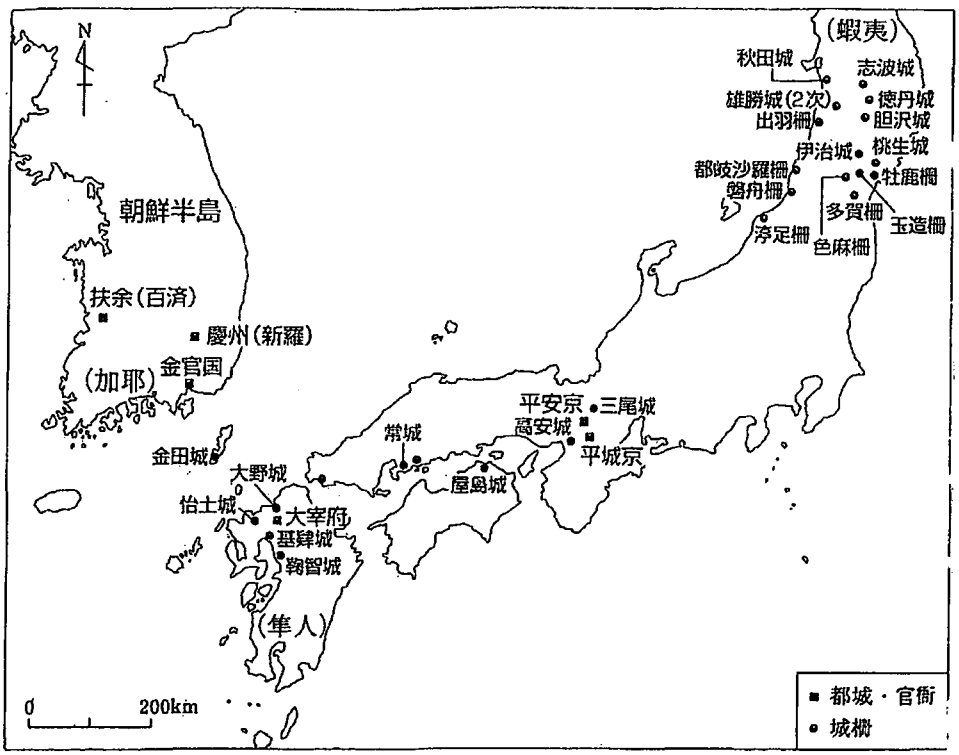

第1図　史料に見える古代日本の城・柵（笹山晴生監修『古代山城鞠智城を考える』2010年山川出版社）

に北上川中流域(岩手県)を制圧した律令政府は、この地に胆沢(いさわ)城・志波(しわ)城・徳丹(とくたん)城を順次造営し、やがて鎮守府を多賀城から胆沢城に移した。出羽国では9世紀後半になっても不安定で、878(元慶2)年に夷俘の反乱で秋田城が炎上した。このように、東北日本の城柵は蝦夷への対応であった。

3　東北日本の城柵跡

・　仙台郡山遺跡（7世紀後半～8世紀初頭）

7世紀中葉に越国に建設された柵は、設置された地域は推定されながら具体的な遺跡は未発見である。しかし幸いに、ほぼ同時期に陸奥国内に建設されていた遺跡が確認されている。それが宮城県仙台市太白区にある郡山遺跡である。仙台郡山遺跡は、仙台市街地の南部、名取川支流の広瀬川南岸の海抜8～12mの自然堤防上に有り、Ⅰ期官衙跡とⅡ期官衙跡とが重複する。

上層のⅡ期官衙は、真南北線を基準とした方4町(428m)を太い栗丸太材の材木塀で区画し、外側に大溝、更に外側に外溝が巡り、南面中央に掘立柱門、四隅等に掘立柱の櫓があり、南方に寺院と大型の掘立柱建物等の南方官衙や官舎・倉が並ぶ。郭内の中央やや南寄りに正殿や石敷、方形の石組池がある。寺院には多賀城Ⅰ期瓦祖型の軒丸瓦が使用されている。Ⅱ期官衙は出土遺物の年代等から694(持統天皇8)年遷都の藤原宮を範として多賀城造営まで機能した陸奥国府と推定される。

Ⅰ期官衙は、Ⅱ期官衙跡の下層にあってN60°Wを軸線とした南北約600m、東西約300mの長方形で外郭は材木塀で区画されたと推定されるがⅡ期官衙建設時に抜き取られている。郭内は細い丸太材の塀・板塀・掘立柱塀等により細かく仕切られ、中央に掘立柱建物が並ぶ中枢区、その南北に掘立柱倉庫群や雑舎や竪穴の鍛冶工房が並ぶ。瓦を伴う建物は皆無で、土器は現地産が主体であるが、関東地方系土師器や畿内産土師器も出土する。Ⅰ期官衙の中枢部の建物配置は郡家政庁に類似するが、規模が4倍強と大きく、外郭を丸太材塀で囲繞されるから、城柵施設と見られる。

・　多賀城跡・秋田城跡（8世紀中葉～10世紀）

多賀城の遺跡は、宮城県多賀城市北部の松島丘陵西端にある。8世紀以降10世紀まで陸奥国府であった多賀城の創建は史書に記されていないが720(養老4)年に按察使を殺害した蝦夷反乱鎮定後に建設と考えられ、多賀城跡に立つ『多賀城碑』は「神亀元年(724)置く所也」と記す。約900m四方の不整方形をした多賀城跡は、海抜50mの丘陵上から3mの平地までひろがっているが、平均高度は約30mで、中央南寄りの台地上に政庁跡がある。真南北線を基準とした政庁跡は南北約120m、東西約105mで、正殿を中心に左右対称に建物が配置され、発掘調査の結果4期の変遷が明らかになっている。第Ⅰ期は平面長方形に築地で囲まれた中に正殿・左右脇殿が並び、正面に南門、門の左右と前殿と、すべて掘立柱瓦葺き建物で構成される。第Ⅱ期は政庁を質量共に最も充実した時期で、正殿・東西脇殿は瓦葺き礎石建物となり、後殿・東西楼の礎石建物や石敷広場が付加され、築地は瓦

葺き寄柱礎石となり、南門翼廊、東西の築地には東殿・西殿、北辺築地にも北殿が新設される。第Ⅱ期政庁は天平宝字年間に桃生城・雄勝城の造営を指揮した藤原恵美朝猟による整備と推定され、『多賀城碑』は「天平宝字六年(762)朝猟修造也」を記している。第Ⅱ期政庁は 780(宝亀 11)年の伊治郡領の反乱で炎上焼失した。第Ⅲ期は焼失後の復興期で、小規模な掘立柱建物跡による応急的整備を行なった後に、礎石建物が再建された。第Ⅲ期は 869(貞観 11)年の陸奥国大地震で大被害を受けた。第Ⅳ期は震災復興期で、主要建物群の復興が行なわれた。各建物の基礎は変り無いが、この時期の瓦が大量に出土しており、上部構造や屋根の被害が大きかったことを窺わせる。第Ⅳ期政庁は 10 世紀中葉まで使われたと推定される。

多賀城の外郭施設も築地を基本として、政庁と同じく 4 期の変遷があるが、規模は時期により異なり、第Ⅰ期前半の外郭施設は小規模(約 600m 四方？)で、その後半に約 900m 四方に拡張され、第Ⅱ期に継承されるが、第Ⅲ期に東辺北半が縮小される。各時期とも外郭の南・東・西辺に門が造られており、南門は政庁中軸線の延長上にあって、城内道路が一直線に通じる。第Ⅲ期以降に東辺北部の東門と西辺南部の西門を城内道路がＳ字状に通じていた。第Ⅲ期以降築地上に櫓が建設され、低地を通じる外郭は栗丸太材で構築されている。城内は、政庁の他、行政事務官庁の曹司が建つが、第Ⅱ期までは小範囲に止まり、第Ⅲ期以降に城内全域に拡がる。第Ⅲ期以降に東門内に兵士が生活する竪穴住居も設けられる。城外の東南方の台地に大宰府観世音寺と類似した伽藍配置の寺院(観音寺？)、第Ⅲ期以降に多賀城南・西方の低地に国司館等が並ぶ都市的景観が形成された。なお、多賀城の創建に前後して宮城県北部の大崎平野周辺の台地に新田柵跡(宮城県大崎市)・城生柵跡(同県加美郡加美町)・東山遺跡(同町)などが建設されている。

多賀城と並ぶ出羽国の中心的城柵の秋田城の遺跡は、秋田市街地の西北方の旧雄物川河口東岸の海抜 30～50m の砂丘砂で厚く被覆された高清水丘陵上にあり、秋田城は砂丘砂上に建設されている。城の中央にある政庁は南北約 77m、東西約 94m の横長長方形の築地塀(後に掘立柱塀)で囲まれた中に正殿以下の殿舎が左右対称に配され、正殿は同位置で 6 回の建替えがあり、5 期までは掘立柱建物だが 6 期には礎石建物となっている。4 期目の正殿跡に火災痕跡があり、白土で化粧した壁土片が発見されている。この火災は 878(元慶 2)年の蝦夷反乱によるものである。南・東・西に門が開く外郭はほぼ方形ながら地形の制約から西北部が大きく内側に曲り込む。2 期の瓦葺築地塀から 3 期の丸太材塀に変り、掘立柱櫓が付加される。城内には掘立柱建物や竪穴建物が建ち、城外東方には井戸や水洗便所を伴う館舎建物や寺院施設がある。

・ 桃生城跡・伊治城跡（８世紀後半）

762(天平宝字 6)年正月に桃生城・雄勝城を造営した藤原恵美朝猟らを賞した称徳天皇の勅で「大河を跨え、峻嶺を凌ぎ」と表現された桃生城の遺跡は、現北上川下流によって北上山地から分断された宮城県石巻市北部の海抜 65～80m の桃生丘陵西南端にある。南方と西方は北上川の旧流路の古川を挟んで広い沖積平野に面し、東方は延喜式内社飯野神社のあ

る谷があり、北方の丘陵上には同じく延喜式内社の日高見神社が鎮座する。政庁跡は城内の中央東寄りにあり、南北 72m、東西 66mの長方形の瓦葺き築地塀内に正殿・後殿・左右脇殿が建ち、正殿には 2 回の建替えがある。政庁は 774(宝亀 5)年 7 月の蝦夷の攻撃と推定される火災で焼失、再建されなかった。桃生城跡の外郭は、南北約 650m、東西約 800mで、築地塀・土塁・丸太材塀によって区画され、掘立柱櫓を伴う。城内から掘立柱建物跡や竪穴建物が発見されているが、比較的に短命な城柵と見られる。

767(神護景雲元)年 10 月に「三旬に満たずに作了」と『続日本紀』に記された伊治城の遺跡は、宮城県栗原市の北上川の支流二迫川の河岸段丘上、海抜 23m、周辺低地との比高約 7mの低い台地にある。城跡内の南寄りに南北 60m、東西 55mの築地で区画された政庁跡があり、正殿・後殿・前殿・脇殿等が配置され、大きく見て 3 回の変遷があり、2 回目に建物群には火災痕跡があり、780(宝亀 11)年の乱との関連が推定される。政庁の周囲には南北 240m、東西 180mの長方形に築地塀で区画した内郭があり、「コ」字形に建物が配置された曹司の遺構がある。土塁と大溝で区画された外郭は、不明確ながら南北約 900m、東西約 700mと推定され、竪穴建物群が存在した。外郭東辺の竪穴建物跡から弩の青銅製機が出土している。

・ **胆沢城跡・志波城跡（９世紀初頭～）**

8 世紀末に北上川中流域の胆沢・江刺の蝦夷を制圧した律令政府は、802(延暦 21)年征夷大将軍坂上田村麻呂を造胆沢城使に任命し、下向した田村麻呂が蝦夷の族長阿弖流為(あてるい)を降伏させると、翌 803 年にはさらに造志波城使に任命した。胆沢城の遺跡は、岩手県奥州市水沢区の北上川中流西岸、支流胆沢川との合流点の低位段丘にあり、海抜 47～50m、低地との比高約 5mの平坦な地形にある。ほぼ真南北を軸とした 1 辺 668mの正方形に築地で区画した外郭の中央南寄りに政庁がある。南北約 88m、東西約 86mの掘立柱塀で区画された政庁跡の中央には正殿跡があり、掘立柱建物から礎石建物へと 3 期の重複があり、各期とも改修の痕があり、6 回の変遷が見られる。築地の内外に溝を設けた外郭には南北の門跡の他、掘立柱櫓跡が発見されている。城内には東方官衙地区・北方官衙地区と呼ばれている掘立柱建物群の曹司跡があり、3 期の変遷が知られ、出土した漆紙文書や施釉陶器・土器等からⅠ期＝9 世紀初～前半、Ⅱ期＝9 世紀後半～10 世紀初、Ⅲ期＝10 世紀前半以降と推定されている。なお、胆沢城跡内では竪穴建物は発見されていない。

胆沢城造営の翌年に造営された志波城の遺跡は、岩手県盛岡市内、北上川の支流雫石川の南岸の海抜 130m、低地との比高 5mの低平な河岸段丘にあり、北辺が雫石川の氾濫で流失しているが、真南北を軸とした約 840m四方の築地と外側の大溝によって区画される。中央南寄りの政庁は、一辺 150m四方の正方形で、内外に溝を持った築地塀で囲まれ、前後 2 時期の正殿を始め東西脇殿、その他の掘立柱建物や四方の門が建つが、瓦は使用されていない。城内の外地から内側約 100mの範囲には竪穴建物群があり、胆沢城と異なる。志波城は 811(弘仁 2)年 12 月に遷立が決定し、814(弘仁 5)年までに徳丹城となった。

岩手県紫波郡矢巾町に遺跡がある徳丹城跡も北上川西岸の低位段丘に有り、一辺約 350

mの方形の城柵で、掘立柱塀で区画された政庁を中心に掘立柱櫓のある築地塀・栗丸太材塀で囲繞された城内には掘立柱建物群や竪穴建物の工房等が発見され、井戸跡から木製冑が発見されている。

出羽国北部(秋田県)では、胆沢城造営とほぼ同時期に払田(ほった)柵跡が造営され、810年(弘仁年間)頃に第2次雄勝城となったが、正方形の規格姓を持たない。出羽国南部(山形県)の庄内平野の山形県酒田市の城輪(きのわ)柵跡は、9世紀の出羽国府跡と推定され、平地に櫓を伴う約720m四方の外郭内中央に方形の政庁がある。各時期を通じて、東北日本の古代城柵は、低い台地や段丘などに平面方形を規範とし造営され、政庁を中央にして曹司・倉庫・兵士の住居等が設置されていた官衙であった。

4　発掘調査成果による鞠智城の変遷と西海道の画期

・　鞠智城跡の遺構期と唐居敷・屋瓦・土器の製作時期

海抜145m前後、比高約100mの米原台地にある鞠智城跡の変遷について『鞠智城跡Ⅱ』は建物群・貯水池・城門・土塁に分けて7世紀第3四半期から10世紀第3四半期までの過程(第2表)と城内米原地区の建物遺構の時期別変遷を明らかにしている(第2図)。それによると、鞠智城は大野城等の朝鮮式山城と共に7世紀第3四半期に築造され(Ⅰ期)、7世紀末の整備充実(Ⅱ期)を経て、8世紀第2四半期に掘立柱建物が礎石建物に変り(Ⅲ期)、8世紀第4四半期に礎石建物が大型化し(Ⅳ期)、858年の不動倉火災を経て礎石建物が再建(Ⅴ期)されたとされる。また、3ヶ所の城門跡は構造・変遷が不明確ながら原位置を離れて遺存する唐居敷は、掘立柱城門に取付き円形軸摺穴で方立穴を欠く基肄城東北門跡と同型式で、小澤佳憲は大野城Ⅰ型の唐居敷の省略型と見て大野城創建よりやや新しく位置付けている(第3図)。出土した屋瓦で最も古い丸・平瓦は行基葺き丸瓦と粘土板桶巻き作り平瓦の組合せで、丸瓦に伴う瓦当は大野城跡主城原出土の033型式軒丸瓦に類似し、7世紀第3四半期に位置付けられる(第4図)。さらに、鞠智城跡出土土器の時期別数量を比較すると、鞠智城築城以前の集落に伴う6世紀～7世紀前半段階もあるが、7世紀第3四半期から須恵器が増加し、7世紀第4四半期～8世紀第1四半期に圧倒的に数量が増加、土師器は畿内系など地元以外の製品が多くなる。8世紀第2・3四半期は一転して土器の出土は皆無となる。8世紀第4四半期に再び増加するが、地元の製品が多くなり、以降土師器のみが出土する(第5図)。

・　鞠智城の創建

『鞠智城跡Ⅱ』は、鞠智城跡の創建を大野城・基肄城とほぼ同時期の665(天智天皇4)年乃至その直後とし、多くの研究者も認めている。この年代は発掘調査成果と矛盾が少なく、城内の貯水池跡で出土した百済系菩薩立像も、百済亡命官人の築造への関与を推測させる。しかし鞠智城跡には、大野城跡等の朝鮮式山城跡や神籠石山城跡と大きく異なる点も指摘できる。すなわち、九州地方(西海道)の古代山城跡はいずれも有明海北岸以北にあって、2・3の例外的に低い神籠石山城跡を除くと標高200～400mの高い山上にあり、周

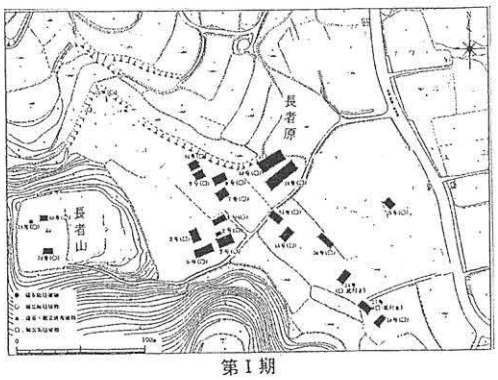

第Ⅰ期

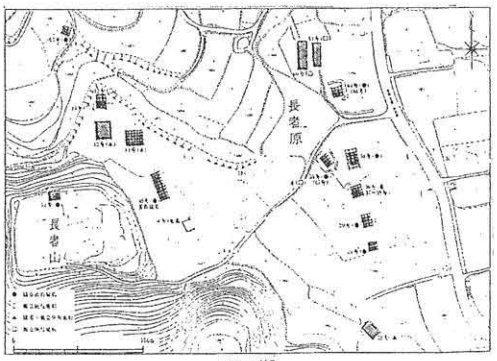

第Ⅳ期

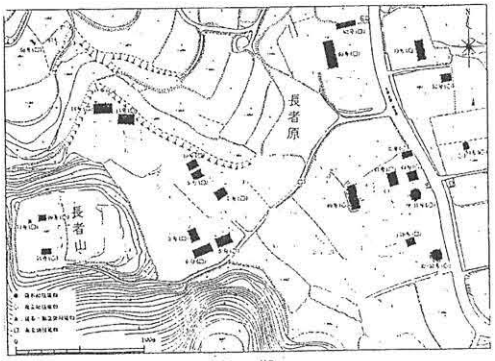

第Ⅱ期

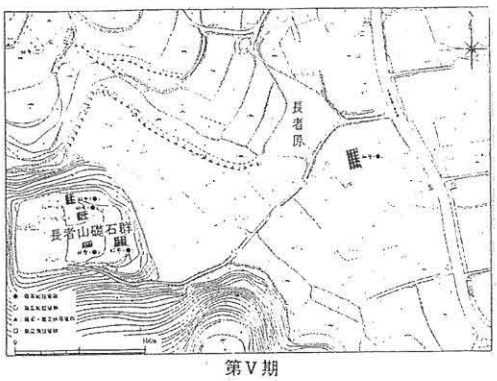

第Ⅴ期

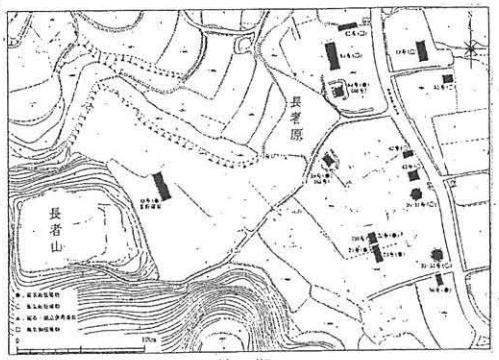

第Ⅲ期

第2図　建物遺構の変遷（第Ⅰ～第Ⅴ期）

（熊本県教委『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告第276集　2012年を改変）

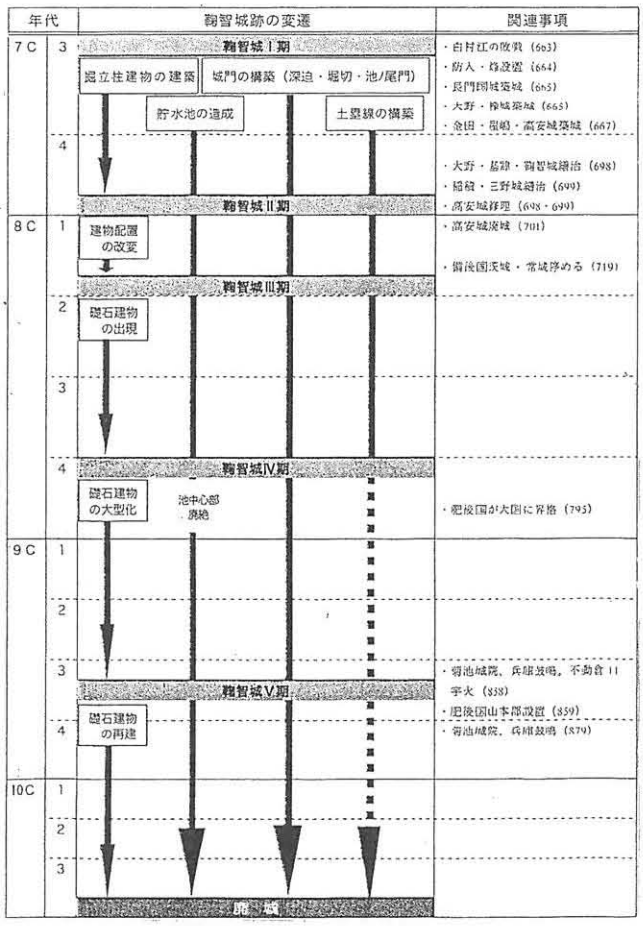

第2表　鞠智城跡変遷表（熊本県教委『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告第276集　2012年）

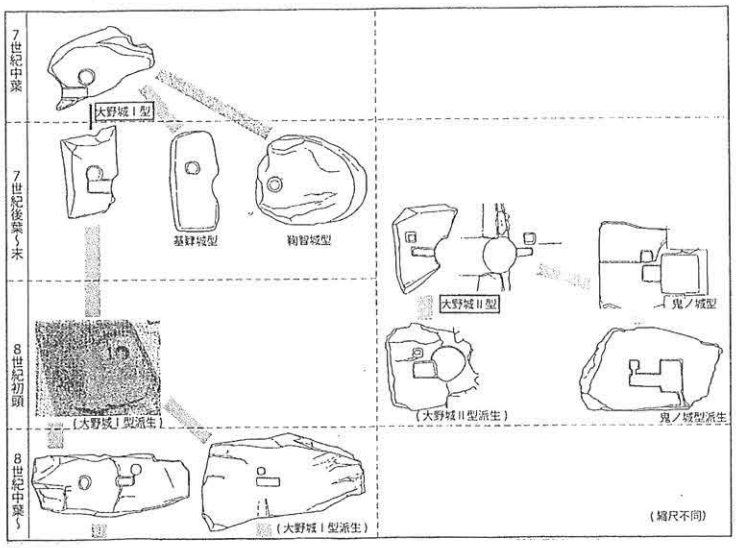

第３図　石製唐居敷の分類と編年（小澤佳憲「古代山城出土唐居敷から見た鞠智城跡の位置づけ」『鞠智城と古代社会』第２号　2014年　熊本県教委）

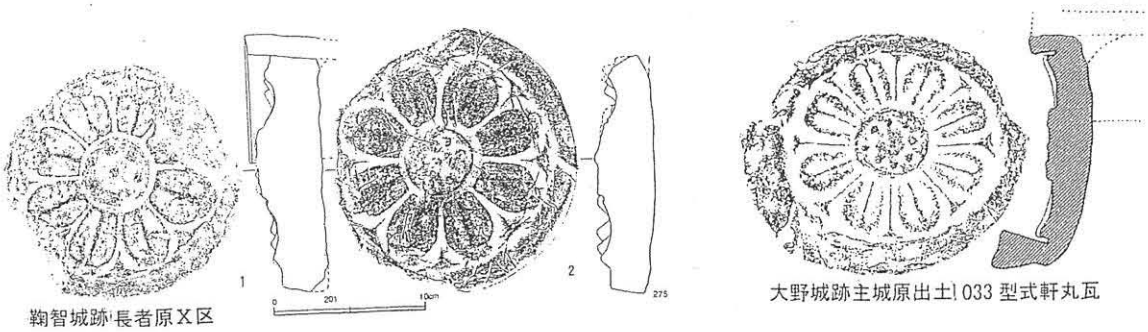

第４図　鞠智城跡と大野城跡出土の軒丸瓦（熊本県教委『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告第276集 2012年）

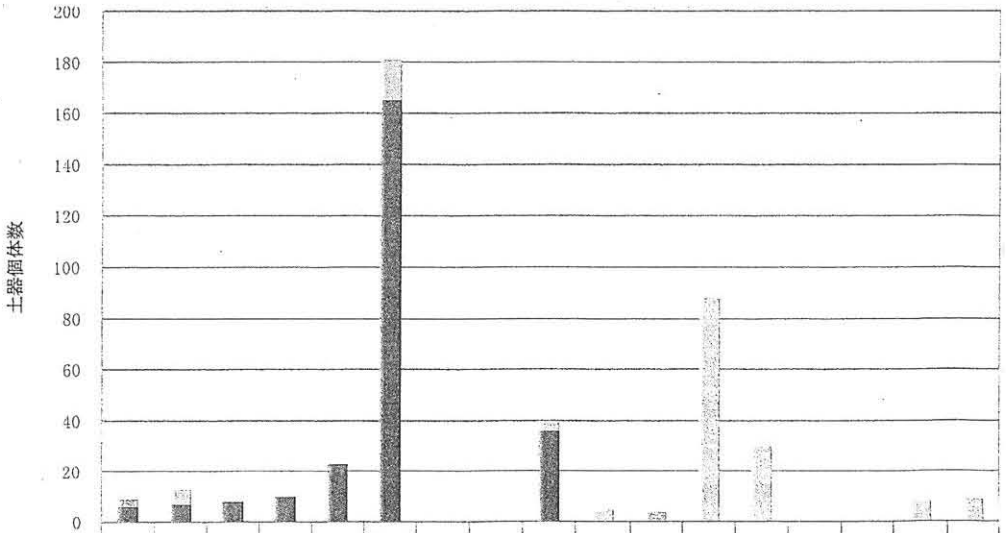

	6c-3	6c-4	7c-1	7c-2	7c-3	7c-4～8c-1	8c-2	8c-3	8c-4	9c-1	9c-2	9c-3	9c-4	10c-1	10c-2	10c-3	10c-4以降
土師器	3	6	0	0	0	16	0	0	4	5	4	88	30	0	0	8	9
須恵器	6	7	8	10	23	165	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0

第５図　鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図（熊本県教委『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告第276集　2012年）

囲に強固な石塁・土塁がある。学史的にも石塁遺構の存在によって古代山城跡と認識された。一方、南方に孤立する鞠智城跡は平坦な丘陵地にあり、炭化米を伴う礎石群の存在によって認識された。外郭線は部分的には石塁・土塁もあるが多くは丘陵斜面を削出したままで、古代山城特有な構造を示していない。何よりも鞠智城は9・10世紀まで存続した大野城と並ぶ重要な古代城にも関わらず、『日本書紀』等の史料上に築造が記載されていない。

結論として、私は鞠智城が白村江敗戦以降に築造されたのではなく、それ以前に南九州地方―熊襲・隼人の居住地域―を経営する城柵として大化改新後に造営され始めた「西海道最古の古代城」であろうと考えている。勿論、これを裏付ける史料は皆無なので、傍証として古代日本の城柵建設の動きを比較したい。東北日本では大化改新直後の7世紀中葉に越国(新潟県)でその北側に居住する蝦夷に備えるため柵の建設が行なわれ、8世紀初頭に出羽郡設置とともに北方に出羽柵が造られ、733年に出羽柵は更に北方の秋田村に移されて秋田城となり順次北進した。これに対して西南日本では、7世紀中葉での南九州地方への対応は記録されず、約半世紀遅れて8世紀初頭に初見する。鞠智城創建は白村江敗戦後の防衛対策等のために史書の記載から漏れた故と考えたい。東北日本の越国の城柵建設とほぼ同時に南九州への備えとして建設に着手された鞠智城は、白村江以降の山城築造の中に組込まれて建設が行なわれたため、多くの山城と異なる立地・形態を取るとともに、創建年代が史書に記されなかったのであろう。『続日本紀』文武天皇 2(698)年の「鞠智城繕治」の記事は再度南九州経営の拠点の整備を示したものであり、既に多くの研究者が指摘するように鞠智城跡第Ⅱ期の開始を示している。以後720(養老4)年まで対隼人への政策が実施され、鞠智城は大宰府南方の拠点として第Ⅲ期まで順次強化整備されていった(第1表・第2表)。

・ 藤原広嗣の反乱と乱鎮圧後の鞠智城

鞠智城跡の発掘調査で8世紀第2・3四半期の土器が全く出土しないと報告されているが、これは740(天平12)年の大宰少弐藤原広嗣の反乱と戦後処理の結果を物語っている。すなわち、藤原広嗣は同年9月玄<u>昉</u>・吉備真備の排斥を求めて大宰府で反乱を起こした。中央政府は陸奥按察使・鎮守将軍大野東人を大将軍に任命、兵1万7千人で征討させ、広嗣は大隅・薩摩の隼人を含む1万人余を率いて筑前国遠賀郡に布陣したが、隼人等に戦意なく、敗れた広嗣等は逮捕され処刑された。大宰府は742(天平14)年に廃止、府庫の官物は筑前国の所管とされ、大隅・薩摩・多<u>禰</u>等の官人の禄は旧府庫の物を支給させた。反乱の際鞠智城の兵器・粮米は反乱軍に使用されたと推定され、戦後には在庫の物資が大宰府庫に准じて官人等の禄として給されたのであろう。745(天平17)年大宰府が復活されたが、南九州経営拠点としての鞠智城の機能が復活することは無かった。やがて肥後国に移管されたが、肥後国でも積極的な管理は行なわれず、不動倉・兵庫などの倉庫群の老朽化に対応して大形倉庫への改修がなされた。第Ⅳ・Ⅴ期の建物遺構の変遷や出土土器の状況は、まさにこのことを物語っている。

【講演①】

古代山城の建物－鞠智城と大野城・基肄城－

赤司　善彦（福岡県教育庁総務部文化財保護課長）

はじめに

古代九州に築城された古代山城は、これまでに 14 城確認されている。この中で『日本書紀』等にその名称が記されているのは、大野城・基肄城・金田城そして鞠智城である。史料では、大宝元（701）年の高安城・和銅２（712）年の高安の烽、養老３（719）年の茨城・常城の停止というように、８世紀前半になると対外関係の好転や、701 年の大宝律令施行による軍制改革などを背景に、古代山城は廃止されている。

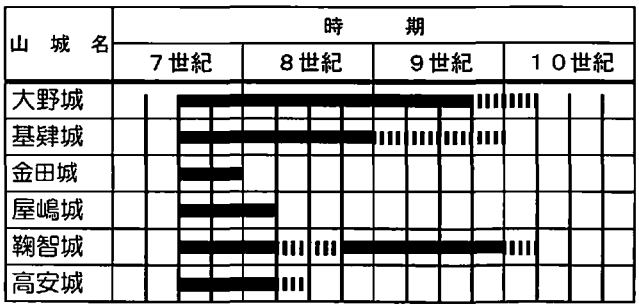

図１　古代山城の出土土器による消長

ところが大野城と基肄城、鞠智城の３城は、左図のように発掘調査の結果、８世紀以降も存続していることが判明している。これらには多数の倉庫が造営されていることも共通し、鞠智城 30 棟、大野城と基肄城計 100 棟弱の数が明らかである。

古代山城の倉庫は武器・武具、兵粮などを保管しておく必要不可欠な収納施設であるが、有事に際しての蓄えにしては多すぎるのではないかとも考えられる。また、築城された段階ではなく、８世紀以降になって活発に造営されていることもみのがせない。

この３つの山城は大宰府によって同時に繕治されたように、８世紀以降も緊密な関係にあったのはまちがいない。ここでは、大野城・基肄城の建物遺構の動向と比較して、鞠智城の建物遺構の様相を検討したい。

１　大野城・基肄城の建物の動向

大野城の建物　城内からは掘立柱建物と礎石建物が確認されている。掘立柱建物は側柱建物（床が土間状の構造）が３棟で、総柱建物が２棟。総柱建物は 3×3 間と 3×9 間がある。

礎石建物は全て総柱構造の建物である。礎石の大きさは側柱も束柱も同じ規模と形状であり、側通柱ではなく総束柱構造の高床倉庫であろう。倉の構造には壁体の材料によって呼び方が異なる。高床の場合には、丸木倉・甲倉（校倉）・板倉がある。桁行が 30 尺を超えるような長い倉は板倉の可能性が高いとされる（松村 1983）。大野城の場合にも板倉が主流と考えられる。平面規模では 3×4 間が 12 棟、3×5 間が 32 棟、3×8 間が１棟確認されている。このうち 3×4 間は、柱間寸法は統一されていないが、近似した柱間寸法に集中する傾向があり、ある程度の規格も定められていたと考えることができる。

これに対して3×5間は柱間寸法が全て7尺（2.1m）である。しかも平面規模も同一である。統一的な設計と規格に基づき、施工も厳密な監理の下でなされたとみることができる。その配置は尾花地区でみられるように、柱筋をきちんと合わせて直列に並ぶことを基本としている。また、その建物間の間隔も9m前後とほぼ等間隔を保っている。

このように平面規模や柱間寸法に強い規格性がみられるのが特徴である。とりわけ柱間寸法の規格化は、軸部材・垂木・屋根葺材・柱間装置に至る材料や細部の施工技術までを規格化したことと理解できる。さらに建物方向や柱筋を合わせていることは、高い測量精度を必要としたマスタープランに基づく建物配置がなされたことを意味する。

大野城の建物群はそれぞれの地区によって土地利用のあり方が異なっている。兵舎や倉庫などの目的が混在するが、長期間にわたって利用された拠点的な地域。次に3×5間と3×4間の倉庫が混在し、長期間にわたって倉庫の用途に利用された地域。最後に、倉庫の用途のみだが、平面規模と柱間寸法が同規格の礎石式倉庫から構成される地域で、この地域は存続期間が最も短い。

基肄城の建物　ここで大野城と同時期に築城された基肄城の建物についても確認しておきたい。ただし建物の発掘調査が実施されていないため、掘立柱建物は検出されていない。

これまでに40棟の礎石建物跡が発見されている。平面規模が判明しているのは28棟である。このうち実に23棟が3×5間の倉庫である。規模は大野城の3×5間と同じ規格に則っていることから、成立の時期や目的は大野城と共通していると考えられる。ただし大野城にみられる3×4間の建物が造営されていない。そのため、平面規模が確定していない礎石建物が仮に3×5間であるとあくまで仮定すると、3×5間の礎石倉庫は35棟を数えることとなる。つまり同量の稲穀が貯積されていたのである。仮定すれば稲穀の蓄積量が事前に定められていて、計画的な倉庫の造営と管理・運営がなされていたことになる。

大野城・基肄城の時期区分　大野城では太宰府口城門を3期に分けた編年が提示されている。Ⅰ期は掘立柱式、Ⅱ期は礎石式、Ⅲ期はほぼ同じプランでの建替である。このうちⅠ期とⅡ期については大宰府政庁跡と水城西門の時期変遷とも合致している。大宰府のマスタープランに基づく大きな動きであることから、建物群の変遷もその時期区分に合わせると以下のようになる。

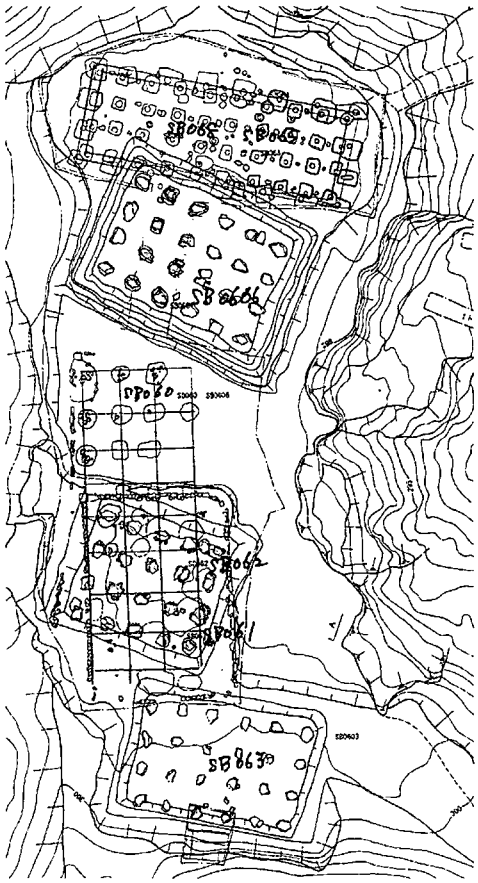

図2　大野城主城原地区の建物群

Ⅰ期（664年～8世紀初）　大野城が築城された当初の時期である。建物は主城原地区で掘立柱式の建物がまずは造営されている。重複が明らかな主城原地区を例に説明したい。図の上の掘立柱式側柱建物065と掘立柱式総柱建物068は同一場所に同じ棟方向で重複することから、Ⅰ－AとⅠ－Bの2時期が確実に認められる。また、主城原地区では掘立柱式から礎石式に変更されて建物が造営される。これをⅠ－C期とする。掘立柱から礎石への変更は建築構造上大きな変化である。Ⅰ期掘立柱建物の長倉というべき大型倉庫065が北側に建造されたが、すぐ南でこれを踏襲するように礎石化した長倉SB60へと建て替えが行われている。

さて年代は、664年の築城記事を指標として、その存続時期は7世紀後半代に位置づけられる。Ⅰ－C期の礎石建物の屋根には百済系の単弁瓦が葺かれたと考えたい。史料の記録では文武二年（698）の大野城・基肄城・鞠智城の修繕記事が、この礎石式への転換に該当するとみられる。単弁軒丸瓦の年代的な位置づけによって、年代観は今後変わるかもしれないが、7世紀の範疇での制作と考えておくことに異論はないと思われる。

Ⅱ期（8世紀前半～9世紀前半）　3×5間の礎石倉庫が建てられる時期である。規格性の強い3×5間を城内の随所に造営することは大野城にとって大きな画期である。基壇を有する建物や周囲に掘立柱を巡らせた優位性の高い建物で、建物の方向を南北に建てた時期がある。これをⅡ－A期とする。基壇や周囲に掘立柱を備えない南北棟で構成される時期をⅡ－B期とする。次に順次地区が拡張され、南北棟の用地確保が難しくなったためか、東西棟が造営された時期がある。これをⅡ－C期とする。すべての倉庫の屋根が瓦葺きかどうかは不明だが、大量の屋根瓦の需要を満たした鴻臚館式は8世紀第1四半期と考えられていることから、その開始は大宰府政庁第Ⅱ期と同じ時期に、規格性を重視した律令的な倉庫群の造営が大規模に実施されたとみられる。礎石倉庫3×5間は、雨落ち溝などの

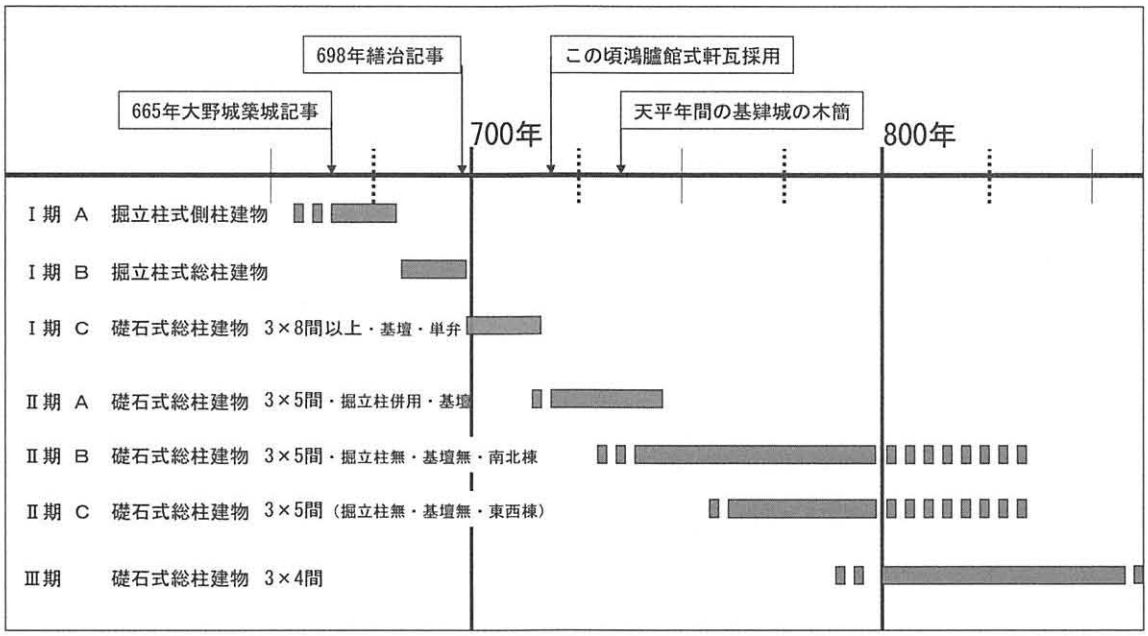

図3　大野城建物時期区分

出土遺物から平安時代まで存続していた可能性が高い。

Ⅲ期(9世紀前半～10世紀代)　Ⅲ期は新しく３×４間の倉庫が随所に造営されている。基肄城にはこれまでのところ、この規格の倉庫は造営されていない。主城原地区の１棟は３×５間からの建て替えであるが、それ以外では新たな場所を探して拡張されている。主城原地区では平安時代に入る格子叩きの平瓦が多い。存続時期は９世紀が主流だが、８世紀にさかのぼる造営も考えておきたい。

２　鞠智城の建物の動向

鞠智城ではこれまでに72棟が確認されている。掘立柱建物は平面規模と構造から側柱建物は26棟、総柱建物は13棟を検出している。側柱建物は１×３間の小規模の建物から３×11間まで平面規模は９種類とバラエティに富んでいる。また、なかにはＬ字型配置を採るような官衙的な様相を帯びた建物配置もある。

総柱建物は平面プランが確実なもので、３×３間・３×４間・３×５間がある。３×５間は床面積が 80 ㎡と広く、一般的な郡衙正倉では大型に属する。なかには未確定ながら40号建物は、135 ㎡の超大型の規模が想定される。このほかに、日本の古代山城では初めて検出された八角形建物がある。

鞠智城の建物時代区分　鞠智城で確認された建物群については、発掘調査報告書では５期（第Ⅰ～Ⅴ期）に時期区分がなされている。建物の規模構造の分類、そして遺構の重複による先後関係の把握、これに基づく編年、さらには建物方位による計画性の把握、そして出土土器からの年代把握など詳細な分析がなされている。基本的にはその時期変遷の流れと変わらないが、土地の利用形態を明確にするために、建物の棟方位を中心に再度説明したい。

古代の官衙では、建物のブロックごとに棟方位がそれぞれ統一されていることが一般的である。棟方位を合わせるのは、設計施工の基準となる主軸線があるからである。これは時代によって異なっていることが知られている。そのため同時併存の検討には、この建物の棟方位（あるいは主軸線）を参考にすることが重要である。大野城や基肄城で判明している建物群の時期変遷での特徴に合わせて時期的な土地利用のあり方を考えたい。

大野城の主な特徴を列記すると、掘立柱の側柱建物が築城当初に造営され、その後掘立柱建物の総柱建物が出現し、その後に礎石総柱建物へと移行する。この礎石総柱の高床倉庫は８世紀前半に規格性の高い３×５間が建てられ、９世紀前後に３×４間へと替わるが規格はややゆるむ。

この礎石建物の中で掘立柱併用倉庫は、同規模の倉の中では高品位に位置づけられ、大野城と高安城そして鞠智城のみ同じ構造の例がある。８世紀前半に出現するとみられる。７世紀代の金田城でも２棟確認されているが、倉庫とは認定されていない。これらの総柱の高床倉庫は正倉のように、稲穀が満倉になると不動倉となると考えられる。

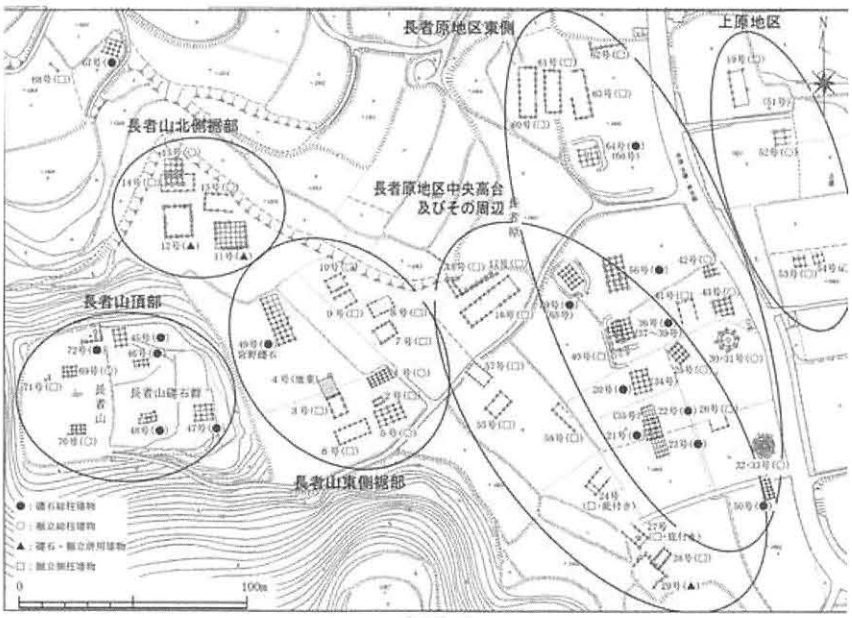

鞠智城建物配置図

Ⅰ期（N－45°－W前後）

Ⅱ期（N－25°－W前後）

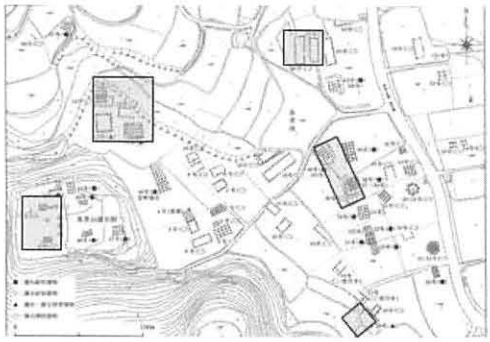

Ⅲ期（N－0°前後）

Ⅳ・Ⅴ期（N－10°－W前後）

図４　鞠智城建物時期区分図

また、倉庫群の中には超大型の総柱高床倉庫が１棟、景観の中心となるような場所に建てられる。これは法倉と呼ばれる倉で、飢饉などの大災害や天変地異が起こった際に、民衆を救済するため賑給用の稲穀を納めた特別な倉（大橋 2015）があり、大野城と基肄城でも１棟の礎石式の長大な倉が認められる。礎石建物では最も早く造営されている。

こうした特徴を勘案しながら鞠智城の建物群の棟方位をみると、大きく４つの方位によるブロックの設定が可能である。発掘調査報告書に示された地区の名称と時代区分にしたがい方位と概略を以下に示す。

Ⅰ期（7 世紀第 3 四半期～7 世紀第 4 四半期）長者原地区中央高台

棟方位が北に対して 40°～50°前後西偏する建物群。長者原地区の中央高台に位置し、略南北の縦長に配置される。北側の貯水池が設けられた谷筋を指向した主軸線が意識されて、地形に合わせた結果と思われる。すべて掘立柱側柱建物のみで構成される。16 号の堀方より 7 世紀初頭の須恵器が出土。このうち、16～18 号は正面を南に向ける規模の大きな東西棟であることから、中心的な建物としてみられ、建替が同じ場所でなされ長期間存続していたと思われる。この建物以外は、比較的小規模ながら２棟が並列あるいはＬ字形に配置されるなど、官衙特有の配置をなす。なお、規模の小さな建物は、造営のための作業小屋かもしれない。

Ⅱ期（7 世紀末～8 世紀第 1 四半期）長者山東側裾部

棟方位は北に対して 20°～30°前後西偏する建物群である。長者山東側裾部の平場が選地され、その地形に合わせたためにこの方位となったのかもしれない。方形近いエリアに整然と建物が配置される。Ⅰ期の建物群の西側へと拡大され、初めて掘立柱高床倉庫が建てられるようになる。さらには基壇を有した長大な礎石高床倉庫が造営されたと考える。側柱建物は礎石建物と規則的に配置されていることから、土間構造の倉庫である「屋」の可能性が高い。6 号と 7 号の柱掘方及び 59 号礎石掘り込みより 7 世紀後半～末の須恵器が出土しており、これを上限とする。この時点ではⅠ期の建物は存続していた可能性が高い。仮にⅠ期の建物部分が廃絶され広場になっていたとすれば、城司が勤める管理棟的な中枢建物は別の場所に移転したことになる。礎石式の長倉の造営は、大野城・基肄城と連動し、敵兵を迎え撃つ砦の役割から、正倉のような非常時に備えた性格への転換となる。まさしく３城が繕治されたことになる。こうした長倉は、礎石化がいち早くなされる傾向にあり、建物景観を象徴する建造物として、視覚効果もねらわれていたと考えられる。

Ⅲ期（8 世紀第 1 四半期～8 世紀第 2 四半期）長者山頂部・北側裾部・長者原地区東側

棟方位は、ほぼ真北方位である。一般的に奈良時代以降に真北を主軸に官衙は配置されることが多い。最も高所にある長者山頂部とその北側裾部に掘立柱倉庫が造営される。さらには谷状の低地を挟んだ長者原地区東側の最も北側に大型の側柱建物が２棟並列して配置される。Ⅱ期の建物群の外側へと拡大しているとみられる。礎石高床建物３×４間のうち、礎石掘立柱併用建物（11・12・29）や周溝を巡らしたもの（59・37）など、格の高い礎石式倉庫が先に造営される。Ⅲ期は、さらに正倉としての整備が進み、長者山頂部とい

うまさしく高台に倉が建ち並ぶようになる。掘立柱・礎石併用建物の出現の意義は不明である。ところで、大野城・基肄城で８世紀前半に配置された３×５間の強い規格性のあった倉庫は造営されていない。この時期鞠智城は空白期と考えられており、Ⅱ・Ⅲ期の倉が満倉となって、新たな造営がなされなかったのかもしれない。なお、長者原地区東側の北にある２棟の掘立柱式の側柱建物は、周辺に倉庫がないことからこの時期あらたに造営された格式の高い中枢建物とすれば、さらに東側からの建物景観が意識されていることになる。

Ⅳ期（8 世紀末～9 世紀後半）長者山頂部・長者原地区東側・上原地区

棟方位は、北に対して 10°前後西偏する建物群。長者山頂部に礎石高床倉庫が造営され、長者原地区東側と上原地区にかけて掘立柱式の側柱建物・総柱高床建物・八角形建物、そして礎石総柱倉庫が並ぶ。高床倉庫は南北に直列して配置される。63 号の側柱建物は、その並びからみて「屋」の可能性が高い。なお、礎石総柱倉庫は同位置で重複関係にあり、建替られていることから小期が想定される。礎石総柱の倉庫は３×４間が中心で、柱間寸法は 46・72 号のように大野城で９世紀以降主流となる３×４間と同じである。

ほぼ南北方向に直列して倉庫群が立ち並ぶ姿は郡衙正倉に近く一郭を構成していると考えられる。そのため 62・63・19 号の側柱建物群については、コ字形をなす政庁のような中心施設とみられているが、正倉域に近接し過ぎているのでこれには異論がある。同様に八角形建物も何か特別なものを収蔵する倉と考えた方が良いのではないだろうか。この一郭は場合によっては上原地区のさらに東側を取り込んだ方２町の規模だったのかもしれない。これを菊池城院と呼ばれたのかもしれない。上原地区の東側へと広がる方２町の範囲の可能性も考えたい。

Ⅴ期（9 世紀後半～10 世紀第 3 四半期）長者山北側裾部・長者原地区東側

Ⅳ期の建て替えと、67・68 号のように台地上だけではなく、下方の空閑地にまで新たに造営される。36・56・72 号は９世紀後半代より存続していたとみられることから、これを

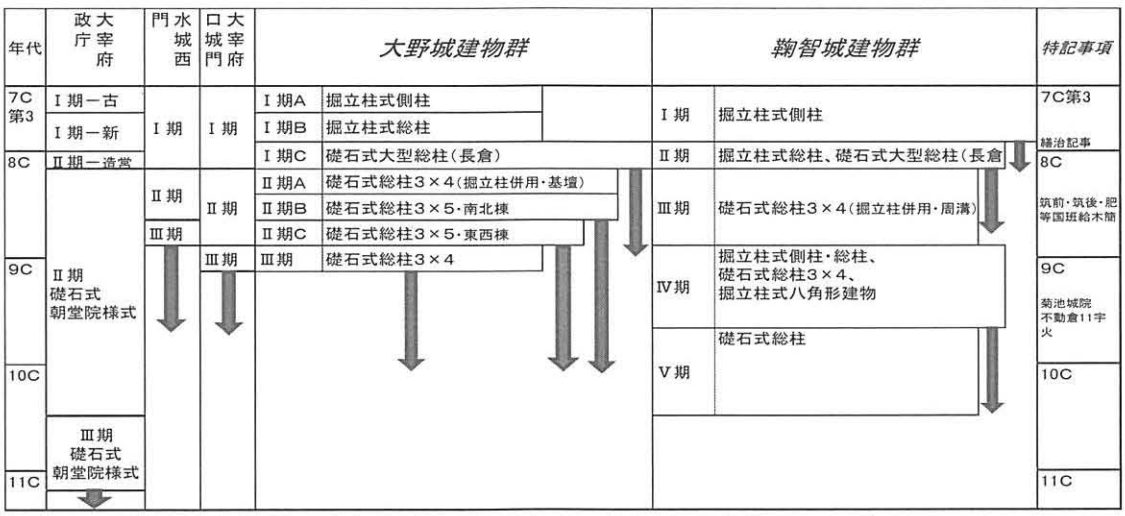

図５　鞠智城建物群の時期区分と大野城及び大宰府政庁等との比較

V期と位置づけされている。長者山頂部は地下げがなされているので不明だが、本来は東西１町、南北半町のブロックが想定される。

以上、鞠智城の建物遺構の時期的な変遷は、大野城の建物群の動向と一致して考えることが可能である。

3　鞠智城の倉庫群の形成

鞠智城の倉庫は、『日本文徳天皇実録』天安２（858）年６月の「大宰府言・・肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉 11 宇火」とあることから、大量の稲穀を蓄えた不動倉があったことが知られている。各地の正倉には各国の財源となる正税が蓄えられるが、通常の出納に用いる動用倉と和銅年間より飢饉など非常時に出納が許可される不動倉がある。その蓄積の状況は分割して収納されるのではなく、動用倉に蓄積された稲穀が満倉になり、ある一定の時期を経て封印されて不動倉となるのである。しかも、正倉院の同一ブロックで連続して貯蓄されていくのではなく、１つの倉が満倉になると別のブロックで貯蓄が開始され、新たに倉庫が造営されるという（渡辺 1989）。

鞠智城も９世紀には「菊池城院」と呼称されていることから、郡衙の正倉院のように一院を構成していたと考えられる。ただし、囲繞施設は確認されていないが、長者原地区東側の倉庫群が整然と配置されている様子は、さらに東側を含めて方形区画のエリアが想定されうるかもしれない。整然と配置させて建物に番号を付与し方位＋番号によって管理されていたとみられる。

このように倉庫の配置や規模からみると、永年蓄積を目的に郡衙正倉と同じ管理方式に則って倉庫が形成されていることが理解できる。また、郡衙正倉には法倉と呼ばれる超大型や同規模でも高質の倉庫が設置されている。よくみられるのは桁の長い長倉で、五千斛以上を蓄積する規格である。大野城には３×８間以上の礎石総柱建物、基肄城では通称大礎石群といわれる３×10 間の礎石総柱建物が最も高い場所に独立して造営されている。鞠智城にも３×９間の宮野礎石と呼ぶ礎石総柱建物が存在している。この長倉が置かれた８世紀前後から長年かけて稲穀が逐次貯積されるに従い、鞠智城では郡衙正倉の蓄積と同じやり方で、倉庫が徐々に増築されたのではないとみられる。

古代山城の倉庫群が律令制の財政基盤となる正倉のあり方を本質的にそのまま適用していることが指摘できる。

4　倉庫形成の目的

大野城・基肄城・鞠智城といった古代山城に米倉が多数形成された理由は何か。天智８（669）年に、築城した大和の高安城へ畿内の田税を収め、翌年には塩と穀（籾米）を蓄積した記録がある。天智朝期の一連の古代山城築城の開始期に、山城は税物を収納する場所に利用されていたことになる。さらに、天武元（672）年の壬申の乱に際して高安城に駐屯していた近江朝側は、倉を焼いて逃亡したとされる。史料には「秋税倉」と記され、その

収納物は租稲であり、後の正税というべき稲穀が蓄えられていたことが知られる。

これらの史料から７世紀後半の対外的な緊張関係の中で、有事に備えて食糧を備蓄する目的で、その収納に税稲が用いられたことが読みとれる。奈良時代の文字資料では大宰府政庁前面の溝から出土した天平期の木簡「為班給筑前筑後肥等國遣基肄城稲穀随大監正六上田中朝・・」は、少なくとも基肄城の倉庫を不動倉として位置付けているとみてまちがいない。このように、大野城・基肄城・鞠智城の倉庫の多くは不動倉として貯積されていたとみられる。不動倉の設置は大宝律令の成立を契機に一般財源とは別に、「遠年之儲、非常之備」とされるように非常事態に備えたためであると理解されている（武井 2011）。

では、なぜ平地に位置する郡衙正倉の不動倉からの出納ではなく、山中に蓄積しておく必要があったのか。その理由としては、まずは唐・新羅の侵攻に備えた兵糧の蓄積も当然あったことと思われる。

ところが大野城・基肄城・鞠智城から武器・武具類は出土していない。これまでのところ山城を構えて敵を迎え撃つような武装化の痕跡が乏しいのである。もちろん天武元(672)年の筑紫大宰栗隈王の「筑紫国者、元戍辺賊之難也、其峻城深隍」とあるように、常に城を手入れして防御を怠らなかったのはまちがいないが、８世紀前半になると太宰府口城門のⅡ期のように防御施設というよりは、城門の建築は荘厳化や威厳を保つ方向に転換されているようである。

このように大野城・基肄城の倉庫は、対外戦争に対する備えという性格があるにしても、天変地異による災害や疫病などの非常事態に対応するための財源を安定的に確保することを目的としていたと考えられないだろうか。つまり内政目的の比重が高かったのではないかと思われる。

とくに天武朝後半以降には、東アジア情勢も落ち着きを見せたことから、日本は統一国家形成に本格的に乗り出し、律令制による地方支配の強化に比重が置かれるようになったと考えられる。西海道には律令制下で新たに大宰府が成立し、８世紀前半までには西海道を総監するにふさわしい威容を備えるようになる。大宰府には中央直轄ともいうべき軍事力を集中させ、その兵力は８世紀初頭になると、南九州の隼人鎮圧への動員など西海道の地域支配へと振り向けられていった。海の外の地域ではなく、支配領域の拡大という西海道の異民族を服属させることが重視されたのではないだろうか。

古代山城のこれまでの調査で、８世紀前半に存続が確実なのは大野城・基肄城・鞠智城に限られる。そこには天武朝期以降、列島内の領域拡大が進み、大宝律令には隼人を「化外人」と規定している。また軍団制がその頃整備され、その軍事力によって南九州への進出を進めてもいる。こうした内政要因の動向も、３つの山城を、８世紀以降も存続させた背景にあったと考えられる。

ところで、西海道は、他地域と異なり中央にとって歴史的に警戒すべき地域でもあった。地域の豪族層によって成立している郡衙正倉に頼ることなく、大宰府の管轄下で独自の財源を確保しておくために大野城・基肄城・鞠智城の内部に不動倉とでもいうべき稲倉を形

成したと思われる。そこには、大宝初年より拡充された倉庫制度が国司を通じて国家管理を進めようとした姿が重なってくる。大野城・基肄城そして鞠智城の大型で礎石化した倉庫群が、8 世紀前半に整備された意図が見えてくる。つまり、古代山城に膨大に蓄積された稲穀は、非常事態への備えであるだけでなく、地域支配に不可欠な不動穀としての性格を備えていたということになる。

おわりに

古代山城のような人里離れた山中にこれほどの棟数の倉庫群を造営した理由は何か。それは稲穀等を長年にわたって保存管理するうえで平地より適していたということである。争乱や盗難・破損などの人的な要因、地震や台風、水害・火災などの災害要因、温湿度や紫外線などによる劣化要因、虫やカビなどによる生物要因など、さまざまな影響要因について考慮した結果だと考えられる。最も恐れるのが略奪や盗難である。ひとたび乱が起きると、場合によっては灰塵に帰することも想定される。古代山城は軍事施設であり、要害堅固である。しかも、昼夜を問わず警備がなされていたことが明らかである。つまり人的な要因による略奪や放火から収納物を防ぐにはこれ以上の場所はないであろう。この強固な警備が倉庫を造営した最も大きな要因といえるかもしれない。

【引用・参考文献（発掘調査報告書を除く）】

赤司善彦　2014「古代山城の倉庫群の形成について-大野城を中心に-」『東アジア考古学論攷』中国書店

植木久　2010「梁間3間四面庇構造と内裏正殿の関係に関する一考察」『科学研究費成果報告書（研究代表者積山洋）東アジアにおける難波宮と古代難波の国際的性格に関する総合研究』　(財)大阪市文化財協会

海野聡　2014「鞠智城の遺構の特徴と特殊性-建物の基礎構造と貯木場を中心に-」『鞠智城跡Ⅱ　論考編１』熊本県教育委員会

鏡山猛　1964「朝鮮式山城の倉庫群について」『九州大学文学部創立四十周年記念論文集』

狩野久　2010「瀬戸内山城の時代-築城から廃止まで-」『古代山城　日韓シンポジウム』高松市教育委員会

亀田修一　2014「古代山城は完成していたのか」『鞠智城跡Ⅱ　論考編１』熊本県教育委員会

小西龍三郎　2012「建築からみた鞠智城」『鞠智城Ⅱ』熊本県教育委員会

佐藤信　2014「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ　論考編１』熊本県教育委員会

松村恵司　1983「古代稲倉を巡る諸問題」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所

大橋泰夫　2015「考古学からみた義倉の一考察」『社会文化論集』11 島根大学法文学部

武井紀子　2111「義倉の成立とその意義」『國史學』205 国史学会

平野邦男　1983「クラ（倉・庫・蔵）の研究-大宰府、郡家の発掘調査によせて-」『大宰府古文化論叢』　吉川弘文館

向井一雄　2014「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ　論考編２』熊本県教育委員会

山中敏史　1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

横田義章　1983「大野城の建物」『大宰府古文化論叢』下巻吉川弘文館

渡辺晃宏　1989「平安時代の不動穀」『史學雑誌』98－12

【講演②】

平安期における鞠智城

—9世紀～10世紀の対外関係と「菊池城院」「菊池郡城院」—

加藤　友康（明治大学文学研究科特任教授）

はじめに

鞠智城は、文献史料上では、文武2年（698）5月に大野城・基肄城とともに大宰府によって繕治されたことが『続日本紀』に記述されたのち、160年の空白期間を経て、『日本文徳天皇実録』天安2年（858）閏2月丙辰（24日）条に「菊池城院兵庫」として再び記述があらわれる。しかしその記述は、「兵庫」「不動倉」など限定されたものであり、また『日本三代実録』元慶3年（879）3月16日条の「菊池郡城院兵庫」の記述をもって文献史料上の舞台からは姿を消してしまう。

2014年7月27日に開催された「鞠智城シンポジウム　律令国家の確立と鞠智城～689年「繕治」の実像を探る～」では、律令国家成立期の鞠智城に焦点をあてて検討が加えられたが、今回はその成果をもとに、平安期の鞠智城をめぐる情勢—とくに対外関係を中心に—について、考察を進めたい。

1　鞠智城発掘調査の到達点の確認〔矢野裕介 2015〕

◆1967年第1次調査～2010年第32次調査

・城域南縁の深迫・堀切・池ノ尾の三か所の城門跡

・西側土塁線・南側土塁線から版築工法の土塁跡

・城中心部の長者原・上原地区から72棟の建物跡

・長者原地区東側で八角形の建物跡

・長者原地区北側から上原地区の北側にかけてコの字型配置の建物群

・長者原北側谷部から貯水池跡：銅造菩薩立像・木簡出土

◆7世紀後半から10世紀の中頃にかけて5期に区分

Ⅰ期：7世紀の第3四半期から第4四半期の間

Ⅱ期：7世紀末から8世紀第1四半期前半

コの字配置の建物群、八角形建物、総柱の倉庫群

＊城の施設がもっとも充実した段階

Ⅲ期：8世紀の第1四半期後半から第3四半期

礎石建物の出現

＊土器の空白期間＝（<u>城の維持管理において必要最小限の人員の配置と想定</u>）

Ⅳ期：8世紀第4四半期から9世紀第3四半期

管理棟的建物群の消失　貯水池中央部の埋没

一方で、礎石建物の大型化＝（食料などの備蓄機能が主体となると想定）

Ⅴ期：9 世紀第 4 四半期から 10 世紀第 3 四半期（鞠智城の終末期）

建物の棟数減少　建物規模の大きな礎石建物の出現

＝（食料の備蓄施設としての機能は存続）　＊10 世紀中ごろに廃城

【図１】鞠智城出土土器数量比較〔『鞠智城』（熊本県教育委員会パンフレット）による〕

→出土土器からの鞠智城の性格変化の想定

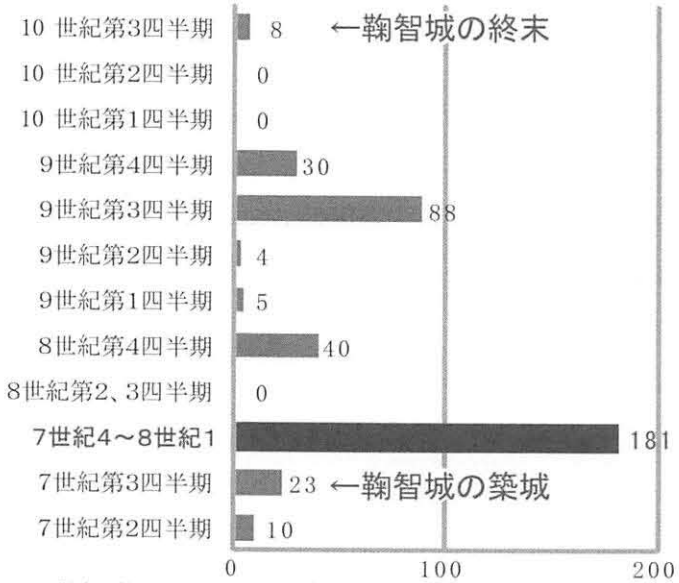

鞠智城跡出土土器の時期別数量比較（数字は個体数）

⇒Ⅳ期以降の鞠智城の性格に変化があらわれることの指摘

◆Ⅳ期以降の鞠智城をとりまく環境の変化とそれにともなう鞠智城の性格を検証する課題

2　平安時代の史料からみた鞠智城

（1）４つの史料

【史料１】『日本文徳天皇実録』天安 2 年（858）閏 2 月丙辰(24 日)条

「肥後国言す。菊池城院の兵庫の皷、自ら鳴る。」

【史料２】『日本文徳天皇実録』天安 2 年（858）閏 2 月丁巳(25 日)条

「又鳴る。」

【史料３】『日本文徳天皇実録』天安 2（858）6 月己酉(20 日)条

「大宰府言す。（中略）又肥後国菊池城院の兵庫の皷、自ら鳴る。同城の不動倉十一宇、火く。」

【史料４】『日本三代実録』元慶 3 年（879）3 月 16 日丙午条

「又肥後国菊池郡城院の兵庫の戸、自ら鳴る。」

→字句へのこだわり

・兵庫

・菊池城院・菊池郡城院

（２）倉と庫

【史料５】倉庫令逸文１倉於高燥処置条（日本思想大系『律令』による）

「凡そ倉は、皆高く燥ける処に置け。側に池渠開け。倉を去ること五十丈の内に、館舎置くことを得ず。」

◇「クラを表わす文字は、令では倉・蔵・庫などが用いられており、大蔵・内蔵など、調庸物や諸国貢献物を納めるクラには蔵、正税その他の米穀類を収めるクラには倉あるいは倉庫、兵器および書を収めるクラには庫の字を用いるのが普通であって、これらを互いに混用することはあまりない。宮衛令で庫蔵といい、倉庫令で倉蔵という場合にも、それぞれ右の用法による庫と蔵、倉と蔵を意味している。ただし二種以上のクラを総称する場合には、倉・倉庫などの語が用いられることが多く、倉庫令という場合の倉庫の語も、各種のクラの総称である。」（前掲『律令』補注）

◆発掘成果と倉庫群

【図２】遺構の変遷〔熊本県文化財整備報告第４集『鞠智城跡』2012 による〕

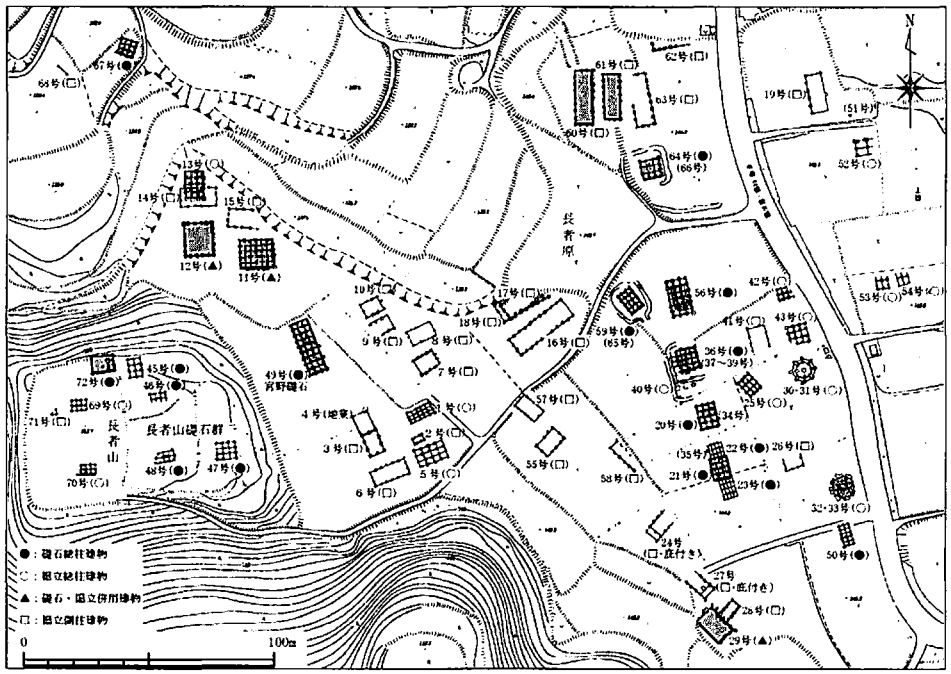

第Ⅳ期

第 24図　建物遺構の変遷（第Ⅲ・Ⅳ期）

・大型礎石をともなう 20・21・36・59・64・72 号建物

・礎石・掘立柱併用建物となる 11・12・29 号建物

・掘立総柱建物 13 号建物

・第Ⅲ期に出現した礎石総柱建物 50 号建物の存続

・掘立柱建物 60・61 号建物も推定

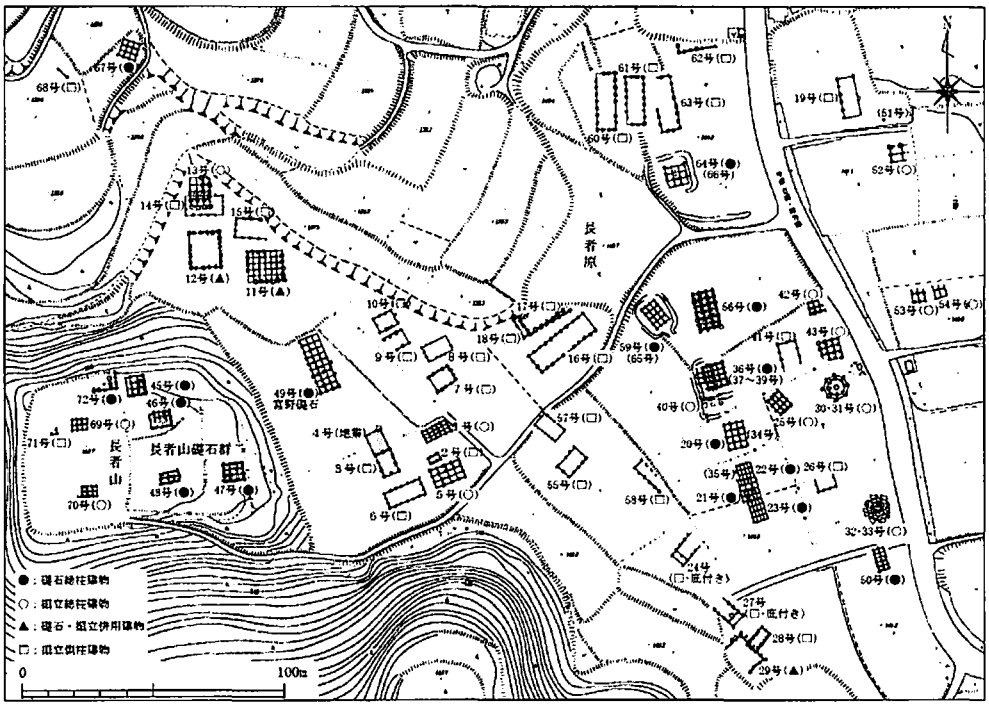

第Ⅴ期
第25図　建物遺構の変遷（第Ⅴ期）

・礎石総柱建物 56 号建物

・礎石総柱建物 45～48 号建物

→武器庫としてとらえることへの「消極性」〔五十嵐基善 2015〕

・兵庫が鳴動していることから、城内に兵庫が置かれていたことと関係する

・倉庫施設となっていた鞠智城に大量の武具が置かれていたとは考えにくい

・この頃には鞠智城は大宰府の管轄下にはなく、武具も収蔵されていなかったことが想定される（16 頁）

☆ただし、元慶の乱における不動倉からの稲穀支給事例への着目は注目すべき指摘

⇒兵庫鳴動と対外的な危機の喚起との連関から、軍事的要素を全く取り除くことはできないのではないか。

→稲穀の蓄積への注目〔佐藤信 2014〕

【史料６】大宰府跡出土木簡（不丁官衙地区）（『木簡研究』9　1987 年）

「為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稲穀随大監正六上田中朝×」　　264×34×6　011

◇「筑前・筑後・肥などの国に班給するため基肄城の稲穀を（遣わし）、大監正六（位）上田中朝（臣某）に随わしむ」と読み下しうると考えている。班給の目的、基肄城の稲穀の性格と班給との関係、田中朝臣の人物比定、大監としての彼の任務など、釈読が容易な反面、多くの問題点を含んでいる。〔『木簡研究』9〕

・基肄城の倉庫群に納められていた大量の稲穀は、筑前国・肥前国ではなく大宰府の直

接管理下にあったこと、飢饉・不作の際や保存期限到来の際などの必要に応じて、そこに蓄積された大量の稲穀が西海道諸国に班給されることがあったこと

・古代朝鮮式山城が大宰府の管理下で西海道全体のための機能を果す施設であるということを示す

・基肄城の稲穀がこの時筑前・筑後・肥前・肥後等の諸国に支給された経緯は未詳だが、おそらく鞠智城にも存在した多くの倉庫群に蓄積された稲穀も、同様に扱われることがあり得たはずである〔佐藤信 2014、12 頁〕

→佐藤説の前提

・「大宰府は単に外交と防衛とを担当させられたのではない。現実的にはむしろ大宰府が西海道を一種の閉鎖状態におき（これは兵站基地という側面もある。西海道から馬や米をよそに運ぶことへの強い規制があった……」との指摘〔坂上康俊 2006〕

⇒西海道全体のための機能と考えられるのか

◆もちろん備蓄機能を無視するものではない

【史料７】『日本三代実録』貞観 11 年（869）7 月 14 日条

「是の日、肥後国大風雨。瓦を飛ばし樹を抜き、官舎民居の顛倒する者多し。人畜の圧死するもの勝げて計ふべからず。潮水漲溢して六郡を漂没す。水退きし後、官物を捜摭せしに、十に五六を失ふ。海より山に至る其の間田園数百里、陥ちて海と為る。」

【史料８】『日本三代実録』貞観 11 年（869）10 月 23 日条

「是の日、勅して曰く、（中略）如聞、肥後国迅雨暴を成し、坎徳災を為して、田園以に淹傷し、里落其れに由り蕩尽す。（中略）宜しく施すに徳政を以てし、彼の凋残を救ふべし。大宰府をして、其の災害を被ること尤も甚しき者に、遠年稲穀四千斛を以て周く給ひ、勉めて存恤を加へ、職を失はしむることなからしめよ。又壊垣毀屋の下の有らゆる残屍乱骸は、早く収埋を加へて、曝露せしめず。」

⇒暴風による肥後国の被害

「遠年稲穀（不動穀）」4000 斛による賑恤

◆鞠智城の備蓄機能

・Ⅳ期以降の礎石総柱建物に注目

【史料９】『日本三代実録』貞観 17 年（875）6 月 20 日条

「大宰府言す。大鳥二、肥後国玉名郡の倉上に集ひ、西を向きて鳴く。群烏数百、菊池郡の倉舎を葺く草を噬み抜く。」

・倉舎を葺く草

⇒他国の事例（下野国府の事例）

【史料 10】下野国跡出土 2165 号木簡（『下野国府跡Ⅶ』栃木県教育委員会　1987）

「・造瓦倉所

・『□』（異筆カ）　」　　70×28×（2）　081

・延暦 10 年頃と推定される土壙 SK－011 から出土

・『貞観交替式』延暦 5 年（786）8 月 7 日太政官符「応早作土屋及被焼損官稲塡納事」では、「又、屋上の塗塗は、雨に遭はば即ち剥がる。依りて権りに塗上げ、草を蓋ひ、以て風雨をふせいできた」が、今後は屋上の塗塗・草葺をやめ、板葺とすることを命ずる

・『同』新案所引延暦 9 年（790）7 月 23 日太政官符ではこれを撤回

・この結果として倉を瓦倉とすることが行なわれ、それにかかわる国府の造瓦の活動のなかで作成された木簡と想定

⇒【史料９】の菊池郡内の倉庫は依然として草葺。それに対して鞠智城の倉庫は大きく様相が異なる。

鞠智城の倉庫がもつ意味の重要性

（３）「鳴動」記事の特質

◆鞠智城での兵庫鳴動記事の評価

★「天安年間では鞠智城の鳴動記事の他に兵庫の鳴動などといった記事は全国的に確認できず、鞠智城において直接的に新羅海賊を警戒したことの表れととらえることには慎重にならなければならないであろう」〔清田美季 2015、28 頁〕と評価

⇒この指摘には疑問が残る。→鳴動記事一覧参照

【表１】庫・倉などの鳴動記事一覧

No.	出典	年 月 日 条	西暦	所在 鳴動した建物・鳴動した物
1	続日本紀	養老 5年2月壬辰(15日)条	721	
2	続日本紀	宝亀11年10月癸巳(3日)条	780	左右兵庫鼓鳴
3	続日本紀	天応元年 3月乙酉(26日)条	781	【美作国言】3月12日、苫田郡兵庫
4	続日本紀	天応元年 3月乙酉(26日)条	781	【伊勢国言】3月16日、鈴鹿関西中城門大鼓
5	続日本紀	天応元年 4月己丑(1日)条	781	左右兵庫兵器
6	日本後紀	天応元年12月庚戌(26日)条	781	兵庫南院東庫
7	日本後紀	大同元年 3月丙戌(22日)条	806	兵庫
8	日本後紀	大同 3年 8月丙子(27日)条	808	左右兵庫鉦鼓
9	続日本後紀	承和 4年 3月癸未(20日)条	837	【美濃国言】2月25日、兵庫
10	続日本後紀	承和 4年 3月癸未(20日)条	837	【美濃国言】3月15日、兵庫
11	続日本後紀	承和 7年 5月丁丑(2日)条	840	【但馬国言】養父郡兵庫鼓・気多郡兵庫鼓
12	日本文徳天皇実録	斉衡 2年 2月癸亥(13日)条	855	【備中国言】吉備津彦名明神庫内鈴鏡
13	日本文徳天皇実録	斉衡 2年 8月丙戌(10日)条	855	兵庫中鼓
14	日本文徳天皇実録	天安 2年閏2月丙辰(24日)条	858	【肥後国言】菊池城院兵庫鼓
15	日本文徳天皇実録	天安 2年閏2月丁巳(25日)条	858	菊池城院兵庫鼓
16	日本文徳天皇実録	天安 2年6月己酉(20日)条	858	【大宰府言】肥後国菊池城院兵庫鼓、(同城不動倉十一宇火)
17	日本文徳天皇実録	天安 2年 8月壬辰(4日)条	858	【若狭国言】兵庫
18	日本三代実録	貞観元年正月22日条	859	【大宰府言】筑前国志摩郡兵庫鼓
19	日本三代実録	貞観 8年 4月18日条	866	【若狭国言】納印公文庫并兵庫 ※
20	日本三代実録	貞観 8年 9月7日条	866	【美作国言】兵庫
21	日本三代実録	貞観 9年10月19日条	867	【石見国言】鹿足郡倉庫
22	日本三代実録	貞観12年6月13日条	870	【大宰府言】肥前国杵嶋郡兵庫震動、鼓鳴 ※
23	日本三代実録	貞観13年正月15日条	871	【大宰府言】壱伎嶋兵庫鼓
24	日本三代実録	貞観14年7月17日条	872	遠江国兵庫
25	日本三代実録	元慶 3年3月16日条	879	肥後国菊池郡城院兵庫戸
26	日本三代実録	元慶 4年2月28日条	880	【隠岐国言】兵庫振動、経三日後、庫中鼓鳴 ※
27	日本三代実録	元慶 4年6月23日条	880	右兵庫寮中央兵庫
28	日本三代実録	元慶5年 8月14日条	881	6月29日、兵庫 ※

備考:【 】内は報告した官司

→このうち地方からの報告を受けて中央政府が対処したNo.19・No.22・No.26の事例（※）に注目。

→No.19

【史料11】『日本三代実録』貞観8年（866）4月18日条

「若狭国言す。印と公文を納むる庫幷兵庫、鳴る。国司に下知して曰く、今月十六日、彼の国に宣告して、兵戎を戒慎せしむ。今言す。兵庫、自ら鳴る。陰陽寮言す。遠国の人、当に来り投ずること有るべし。兵乱と天行と灾を成して相ひ仍る。宜しく益警衛し兼ねて灾疫を防ぐべし。」

→No.22

【史料12】『日本三代実録』貞観12年（870）6月13日条

「是より先、大宰府言す。肥前国杵嶋郡の兵庫震動す。皷鳴ること二声なり。著亀に決せしに、隣兵を警むべし。是の日、勅して、筑前、肥前、壱岐、対馬等の国島をして、不虞を戒慎せしむ。」

→No.26

【史料13】『日本三代実録』元慶4年（880）2月28日条

「是より先、隠岐国言す。兵庫振動し、三日を経て後、庫中の皷、自ら鳴る。陰陽寮占ひて曰く、遠方の兵賊、北方より起らむ。是の日、太政官符を因幡・伯耆・出雲・隠伎等国に下して、慎みて非常を厳警防護せしむ。」

⇒鳴動と対外関係への「危機」意識が密接に連関

・菊池城院の兵庫に現われた怪異は大宰府の西海に出没する新羅海賊の跳梁に連なる予兆として理解された〔濱田耕策 2010〕

3　平安期の対外意識と鞠智城

（1）対外意識の3つのレベル

①大宰府・地方官司の意識

◆貞観11年新羅海賊事件

【史料14】『日本三代実録』貞観11年（869）6月15日条

「大宰府言す。去月廿二日夜、新羅の海賊、艦二艘に乗りて博多津に来り、豊前国の年貢の絹綿を掠奪し、即時逃竄す。兵を発して追ふに遂に賊を獲ず。」

【史料15】『日本三代実録』貞観11年（869）7月2日条

「是の日、勅して大宰府司を譴責して曰く、諸国の貢調使吏の領将は、一時に共に発ち、先後零畳して其の羣類を離るべからず。而るに豊前一国をして、独り先に進発せしむ。亦弱釪の人、餌を虎口に乗す。遂に新羅の寇盗をして、隙に乗じて侵掠を致さしむ。唯官物を亡失するのみにあらず、兼ねて亦国威を損辱す。之を往古に求むるに、未だ前聞有らず。後来に貽すに、当に面目無かるべし。使人責むべしと云ふと雖ども、抑亦府官怠有り。又或人言く、盗賊逃れ去りし日、海辺の百姓五六人、死を冒して追ひ

戦ひ、二人を射て傷けき。事若し実有らば、寧ぞ忠敬にあらざらむ。而るに府司申さず。何ぞ近く善を掩へる。又禁ぜらる人、嫌疑有りと雖ども、是に縁りて異邦最も仁恕を思はむ。宜しく拷法を停め、深く廉問を加へて早く放却に従ふべし。」

→5 月 22 日の事件発生から 22 日間もかかって報告したことに着目する指摘〔村上史郎 1999〕

・飛駅を用いて急ぎ奏上した形跡なし

⇒本来の手続き

【史料 16】公式令 50 国有瑞条

「凡そ国に大瑞及び軍機、災異、疫疾、境の外の消息有らば、各使を遣りて、馳駅して申上せよ。」

【表２】情報のスピード〈西海道の事例　大宰府→中央〉〔網島謙 2004 による〕

年	内　容	日数	出典
720	隼人反乱大隅国守殺害	4 日	『続日本紀』養老 4 年 2 月 29 日条／3 月 4 日条
740	藤原広嗣の乱	4 日	『同』天平 12 年 8 月 29 日条／9 月 3 日条
778	遣唐使判官帰着	3 日	『同』宝亀 9 年 10 月 28 日条
812	新羅船対馬来着	6 日	『日本後紀』弘仁 3 年正月 5 日条
836	遣唐使船漂蕩	6 日	『続日本後紀』承和 3 年 7 月 16 日条／17 日条
836	遣唐使船漂着	11 日	『同』承和 3 年 8 月 1 日条／2 日条
839	遣唐使帰着	5 日	『同』承和 6 年 8 月 24 日条／25 日条
840	遣唐使船廻着	6～7 日	『同』承和 7 年 4 月 8 日条／15 日条
893	新羅賊	11 日	『日本紀略』寛平 5 年 5 月 22 日条
997	南蛮賊	14 日	『日本紀略』『小右記』『権記』長徳 3 年 10 月 1 日条（『小右記』に「大懈怠」とされる）
1019	刀伊の入寇	9・10 日	『日本紀略』寛仁 3 年 4 月 17 日条／18 日条 『小右記』4 月 17 日条／18 日条／20 日条

⇒しかも第一報から 17 日たってから、朝廷は大宰府司を譴責

・船団を組んで輸送すべきところ、豊前国の船を先発させたこと

・事件そのものの規模とは別に、単なる官物の亡失ではなく、国威の損辱であり、往古に前例のない将来に残すべき面目がないとの中央の認識

⇒大宰府側が賊の追跡に失敗しながらも、飛駅で報告するほどには重要視していないこと

中央政府はこの事件から非常に大きな衝撃を受けたことを示す

※〔村井章介 1995〕も「過敏な反応」とする

②「在地」（現地の民衆）の意識

【史料 17】『日本三代実録』貞観 12 年（870）2 月 12 日条

「是より先、大宰府言す。対馬島下県郡の人卜部乙屎麻呂、鸕鷀鳥を捕へむとして、新羅の境に向ふ。乙屎麿、新羅国の執ふる所と為り、縛しめられ土獄に囚禁せらる。乙屎麿、彼国を見るに、材木を挽き運びて、大船を構作り、鼓を撃ち角を吹き、士を簡びて兵を習はしむ。乙屎麿、窃かに防援の人に問ふ。答へて曰く、対馬島を伐ち取らむ為なり。乙屎麿、禁を脱れて獄を出で、纔に逃れ帰るを得たり。是の日、勅して、（中略）如聞、新羅の商船、時々彼に到り、縦に事を賈販に託し、来りて侵暴を為す。若し其の備無くば、恐らくは慢蔵に同じからむ。況むや新羅の凶賊、心に覬覦を懐きて蠆尾を収めず。将に毒螫を行はむとするをや。須らく縁海の諸郡をして、特に警固を慎ましめよ。又因幡、伯耆、出雲、石見、隠岐等の国に下知して、守禦之具を修めしめよ。」

・新羅で囚われの身となった卜部乙屎麻呂が現地で対馬島奪取の準備が進行している様子を目撃したことを大宰府から報告

・沿海諸郡を警護させるとともに、因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐等の諸国に「守禦の具」の修繕を命ずる勅

⇒中央政府の「危機」意識とは異なる日常的な往来や双方の意思の疎通

・「卜部乙屎麻呂のような対馬島の鵜の捕獲人は、日常的に新羅の海岸あるいは海岸近くの海島に出かけ、そこに上陸していたものと推測される。新羅の領域深くにまで入り込んでいたからこそ、乙屎麻呂は新羅に捕らえられたのであろう」との指摘〔山内晋次 2003〕

※新羅人と日常的なコミュニケーションが成立していること＝「防援の人」との会話

・住民と新羅人の間で、場合によっては海賊行為への関与までも含めた比較的頻繁な交流が行なわれていたことの背景〔戸田芳実 1991〕

★もちろん現実には「軋轢」「紛争・戦闘」も発生

【史料 18】『日本紀略』弘仁 4 年（813）三月辛未条

「大宰府言す。肥前国司今月四日の解に偁く、基肆〔基肆〕団校尉貞弓等去二月九日の解に偁く、新羅人一百十人五艘の船に駕り、小近島に著し、土民と相戦う。即ち九人を打ち殺し、一百一人を捕獲す、てへり。」

・小近島の島民が 5 艘の船で到来した新羅人 110 人と戦い、9 人を殺害、101 人を捕らえる。

【史料 19】『続日本後紀』承和元年（834）2 月癸未条

「新羅人等遠く滄波を渉り、大宰海涯に泊り着く。而るに百姓之を悪み、弓を弯き射て傷つく。是に由りて、太政官、府司を譴責し、其の射て傷つく者は、犯に随ひて罪を科せ、傷痍を被る者は、医を遣して療治し、糧を給ひて放還せよ。」

・「大宰海涯」とあることから、西海の島嶼地域

・そこに来着した新羅人との間で紛争が発生

⇒交易などの平和的な側面と、外賊の侵寇などの国際的なトラブルにさらされるという側

面とが常に表裏一体となって存在しているのであり、後者の民衆間の対立的側面も見落としてはならない。〔山内晋次 2003、123 頁〕

③中央政府の意識

◆「過敏な反応」〔村井章介 1995〕の背景

〈天長 3 年（826）からの軍備の再編〉

・天長 3 年（826）11 月 3 日太政官符（『類聚三代格』）

大宰府管内諸国の兵士を廃し、選士を置く／大宰府に統領 8 人、選士 400 人、4 番編成、各番は統領 2 人、選士 100 人／ 九国二島には選士 1320 人。

・貞観 11 年（869）12 月 28 日太政官符（『類聚三代格』）

大宰府の統領 2 人、戦士 100 人を増員／大宰府の統領 1 人、選士 100 人を鴻臚館に遷し置く

・貞観 12 年（870）正月 15 日太政官符（『類聚三代格』）

甲冑・手纏・足纏おのおの 110 具を鴻臚館に遷し置く

⇒大宰府防備への傾斜　ただし、海賊のルートを補足し得ていない。

7 頁の【史料 15】『日本三代実録』貞観 11 年（869）7 月 2 日条

・単なる官物の亡失ではなく、国威の損辱であり、往古に前例のない将来に残すべき面目がないとの意識

・「大宰府官人の怠り」を明確にしている

・事件の際に海賊と応戦した海浜の百姓の功を大宰府が上申していなかったことの譴責

★新羅人の処遇に関して拷法をとどめて放却することから、「中央の支配層が事件に危機感をいだいているような様子はない」〔山崎雅稔 2001、383 頁〕とすることは疑問

◆２つのベクトルの混在があることに留意

⇒中央政府と大宰府・地方官司との間での対外的「危機」に対する認識の乖離〔村上史郎 1998、43 頁〕

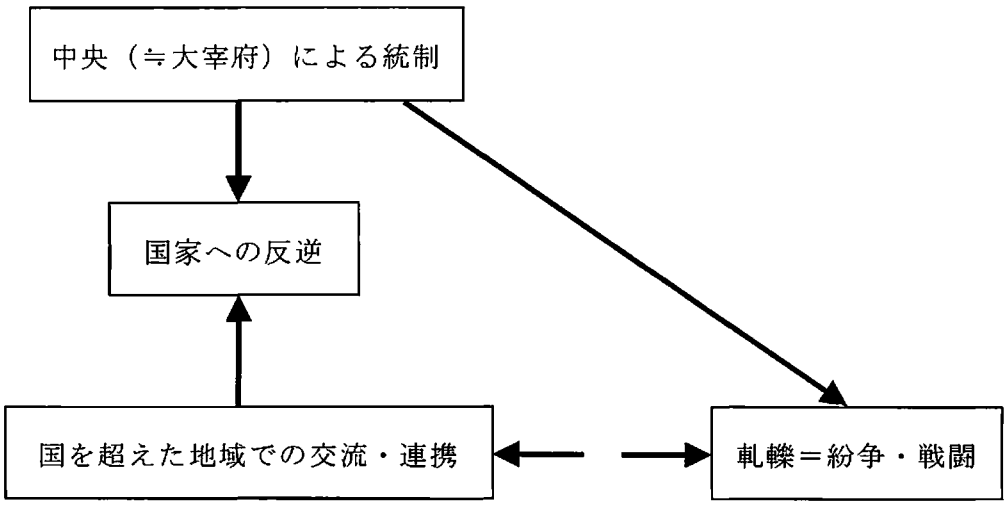

（２）中央政府の「危機」意識と対外政策

①引き金となった事件

◆海賊への警戒が高まるなかで、起こった三件の新羅人と地方官人との私的な交流

【史料 20】『日本三代実録』貞観 8 年（866）7 月 15 日条

「大宰府馳駅して奏言す。肥前国基肆〔基肄〕郡の人川辺豊穂告さく、同郡の擬大領山春永、豊穂に語りて云く、新羅の人珎賓長と共に新羅国に渡り入り、兵弩器械を造る術を教ひ、還り来りて将に対馬島を撃ち取らん。藤津郡の領葛津貞津、高来郡の擬大領大刀主、彼杵郡の人永岡藤津等、是同じく謀る者なり。仍りて射手四十五人の名簿を副へて進る。」

・肥前国基肄郡の川辺豊穂が、擬大領山春永が新羅人珎賓長とともに新羅に渡り「造兵弩器械之術」をならって対馬島の「撃取」を計画していることを告発

・藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津ら共謀者の名を挙げ、証拠として射手 45 人の名簿を添えて言上。

※五島列島から有明海をめぐる新羅の貿易船のルートがあったことを示す。

・基肄郡・藤津郡・高来郡・彼杵郡のうち藤津・高来・彼杵の三郡は、有明海および外洋の天草灘・五島灘に面した諸郡であり、五島列島を媒介とした新羅本土との交流ルートも考慮しなければならない〔山内晋次 2003〕

【史料 21】『日本三代実録』貞観 11 年（869）10 月 26 日条

「太政官論奏して曰く、刑部省断罪文に云く、貞観八年、隠岐国浪人安曇福雄密に告げらく、前守正六位上越智宿祢貞厚、新羅人と同に反逆を謀ると。使を遣りて推へしに、福雄告げし事是誣なり。是に至りて法官覆奏す。福雄反りて坐して斬すべし。但し貞厚は部内に人を殺せる者有るを知りて挙訊せず。仍りて官当すべし、てへり。詔して、斬罪は宜しく一等を減じて遠流に処すべし。自余は論ずること法の如くせよ。」

・隠岐国の浪人安曇福雄により、前守越智貞厚が新羅人とともに反逆をはかっていると密告

・貞厚は遣唐使史生として渡唐した経歴

・円珍入唐に際しての大宰府公験に「大典越貞厚」と加署

※貞厚は帰国後も大宰府官人として新羅人との交易に関与していた可能性が高い。隠岐国での交易にも関与していたか。

→福雄との交易をめぐるトラブルの可能性の指摘〔山崎雅稔 2001〕

【史料 22】『日本三代実録』貞観 12 年（870）11 月 13 日条

「筑後権史生正七位上佐伯宿祢真継、新羅国牒を奉進む。即ち大宰少弐従五位下藤原朝臣元利万侶、新羅の国王と謀を通し、国家を害はむとすと告ぐ。真継の身を禁じて、検非違使に付す。」

・筑後権史生佐伯宿祢真継が新羅国牒を証拠として進め、大宰少弐藤原朝臣元利万侶が新羅国王と通謀していることを告発

【史料 23】『日本三代実録』貞観 12 年（870）11 月 17 日条

「大宰府に勅して、少弐藤原朝臣元利万侶、前主工上家人、浪人清原宗継、中臣年麿、興世有年等五人を追禁し、従五位下行大内記安倍朝臣興行を以て、遣大宰府推問密告使と為す。判官一人、主典一人。」

・共謀者として上家人・清原宗継・中臣年麻呂・興世有年らの身柄を拘束、大宰府に推問密告使を派遣

・その後の処分については史料みえないので、詳細は不明

※密告者は筑後国の官人であり、11 頁の【史料 20】の珎賓長と同様に有明海ルートを利用して通交していた者の間のトラブルの可能性

⇒「国境」と超えた「反乱」の芽と中央政府は認識

②発生場所としての肥前・肥後

［1］新羅との内通事件

⇒五島列島を媒介とした有明海および外洋の天草灘・五島灘を利用した新羅本土との貿易船のルートも考慮

【図３】肥前国・肥後国全体図〔『日本古代道路事典』2004 による〕

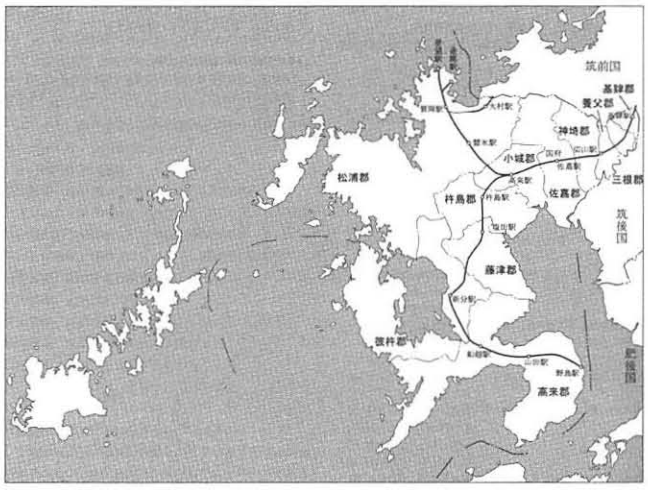

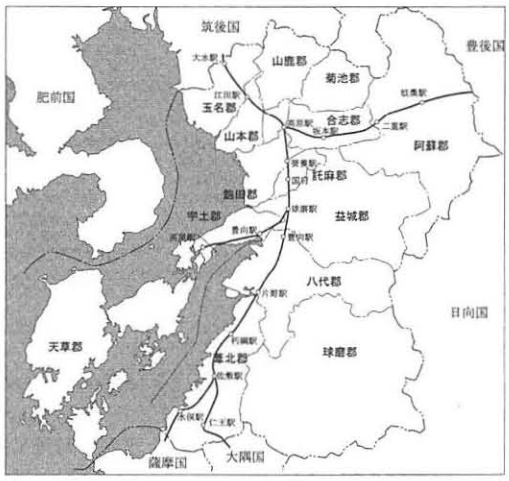

［2］渤海遣唐使船の漂着事件〔石井正敏 2013〕

〈漂着事件の経過〉

貞観 15 年（873）3 月 11 日

・舶 2 艘、60 人を載せ、薩摩国甑嶋郡に漂着

・渤海人と偽った新羅人ではないかと疑う

・2 艘を領将して、府に向う間、1 艘は風を得て逃れたと大宰府より馳駅言上

貞観 15 年（873）5 月 27 日

→勅による命令

・府・国官司をして、審らかに推勘を加へるように

・渤海人ならば、慰労を加へ粮を宛てて発ち帰すように

・もし新羅の凶党ならば、その身を禁じて言上し、兼ねて管内諸国をして、重ねて警守を厳重にするように

この間、大宰府より報告

・逃れ去った1艘が肥後国天草郡に漂着

・調査したところ渤海人と判明

貞観15年（873）7月8日

→勅による命令

・所在のところで衣粮を支給するように

・船2艘がもし破損しているならば、繕修を加へるように

・1艘が逃亡したことについて、譴責する

◆渤海遣唐使の天草漂着は、有明海防衛の拠点としての鞠智城の存在意義をあらためて認識させる重要な意味をもつ〔石井正敏2013、141頁〕

◆五島列島における郡の新置

【史料24】『日本三代実録』貞観18年（876）3月9日条

「参議大宰権帥従三位在原朝臣行平起請二事。（中略）其の二事、肥前国松浦郡庇羅、値嘉両郷を合せて更に二郡を建て、上近・下近と号け、値嘉島を置かむことを請ひて曰く、（中略）今件の二郷は、地勢曠遠にして、戸口殷阜なり。又土産として出す所、物に奇異多し。而るに徒に郡司に委ね、恣に聚歛せしむ。（中略）加之、地は海中に居りて境は異俗に隣り、大唐新羅の人来る者、本朝入唐使等、此の島を経歴せざるなし。府頭の人民申して云く、去る貞観十一年、新羅の人、貢船の絹綿等を掠奪せし日、其の賊同じく件の島を経て来る。此を以て観るに、此の地は是当国枢轄の地なり。宜しく令長を択びて、以て防禦を慎しむべし。（中略）望み請ふらくは、件の二郷を合せ、更に二郡を建て、上近・下近と号けて、便ち値嘉島と為し、新たに島司郡領を置きて、土□貢に任せむ。但し其の俸料は正税公廨の間を挙定し、肥前国の権官を兼任せしめむ。（下略）」

・五島列島の行政的地位を格上げするよう中央政府に上申

・肥前国松浦郡所属の庇羅・値嘉二郷であった五島を肥前国から分離して大宰府管内の九国二島とならぶ行政区画（壱岐・対馬なみの「値嘉島」）とすることを提議

・大陸に最も近い島々であるから唐人・新羅人がこの島を経ないことはない

・貞観11年（869）に博多津で豊前国官物絹綿の貢納船を襲った新羅船2艘もこの島を経由してきたといわれているとする

⇒新羅船の襲来を警戒する大宰府としては、五島列島における防御態勢を強化する必要に迫られているとの認識

※緊張関係の発生場所の「移動」

⇒Ⅳ期以降の鞠智城の性格変化の検討

・防衛ラインの「重心の移動」の認識の発生を考慮すべき

おわりに

◆9世紀末にピークに達する対外関係にかかわる中央政府によって醸成された「危機」感

〈寛平5年（893）・6年（894）の新羅海賊来襲事件〉

寛平5年（893）5月11日

・「新羅賊」が来襲して肥前国松浦郡に来襲、大宰府から飛駅で奏上

寛平5年（893）5月22日

・11日目のこの日、帥・大弐に賊追討を命じる勅符

寛平5年（893）閏5月3日

・「新羅賊」が肥後国飽田郡を襲い、人家を焼いたのち、肥前国松浦郡方面に逃亡したことを飛駅で奏上、ただちに追討を命じる勅符

寛平6年（894）2月22日

・「新羅賊」来襲の第一報を大宰府から飛駅で言上

・同日、追討を命じる勅符

・その後、3/13、4/14、4/16、5/7、9/19、9/30、10/6にも大宰府から飛駅言上

・これに対し、3/13、4/14、4/16・4/17・4/18、5/8、9/19、9/30、10/6には中央政府から対応

⇒中央政府による情報収集の細密化とすばやい対応

貞観11年の新羅海賊事件との対比

※寛平5年の事件は、肥前・肥後が舞台となっていること

◆10世紀以降の東アジア諸国の動向と環境の変化

875年（貞観17）	唐で黄巣の乱勃発	900年（昌泰3）	後百済建国
907年（延喜7）	唐滅亡	918年（延喜18）	高麗建国
	五代十国の混乱期	935年（承平5）	新羅滅亡
960年（天徳4）	宋建国	936年（承平6）	高麗朝鮮半島統一
979年（天元2）	宋中国を統一		

⇒積極的孤立主義外交政策〔石上英一 1982〕

そのなかでの鞠智城の防衛拠点としての役割の漸減

【参考文献】

五十嵐基善 2015「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』(平成 26 年度鞠智城跡「特別研究」論文集 3) 熊本県教育委員会

石井　正敏 2011「東アジアの変動と日本外交」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係 2　律令国家と東アジア』吉川弘文館

石井　正敏 2013「東アジア史からみた鞠智城」『ここまでわかった鞠智城』(鞠智城シンポジウム 2012 成果報告書) 熊本県教育委員会

石上　英一 1982「日本古代一〇世紀の外交」『東アジア世界における日本古代史講座 7』学生社

木本　雅康 2011「大野城・基肄城と車路について」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版

清田　美季 2015「八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院」『鞠智城と古代社会』(平成 26 年度鞠智城跡「特別研究」論文集 3) 熊本県教育委員会

小西龍三郎 2014「鞠智城の建物について」『鞠智城跡Ⅱ—論考編２—』熊本県教育委員会

近藤　浩一 2014「東アジア海域と倭寇 ：9 世紀末の新羅海賊との比較史的考察を通して」『京都産業大学論集』(人文科学系列) 47

坂上　康俊 2006「古代史の舞台　西海道」『列島の古代史　ひと・もの・こと　1』岩波書店

佐藤　信　2014「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ—論考編２—』熊本県教育委員会

田中　俊明 2011「日本・朝鮮の軍事遺跡」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係 2　律令国家と東アジア』吉川弘文館

網島　謙　2004「律令制下の通信スピードとその変遷」『ヒストリア』190

鶴嶋　俊彦 2011「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版

戸田　芳実 1991「平安初期の五島列島と東アジア」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会

濱田　耕策 2010「朝鮮古代史からみた鞠智城—白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」熊本県教育委員会編『古代山城鞠智城を考える—2009 年東京シンポジウムの記録—』山川出版社

村井　章介 1995「王土王民思想と九世紀の転換」『思想』847

村上　史郎 1999「九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通」『史学』69

矢野　裕介 2015「鞠智城の調査と成果～鞠智城「繕治」について～」『律令国家の確立と鞠智城～698 年「繕治」の実像を探る～』(鞠智城東京シンポジウム 2014　成果報告書) 熊本県教育委員会

山崎　雅稔 2001「貞観十一年新羅海賊来寇事件の諸相」『國學院大學大學院紀要—文学研究科—』32

山内　晋次 2003「九世紀東アジアにおける民衆の異動と交流—寇賊・反乱をおもな素材として—」『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館

略年表　新羅と関連する日本国内の対応

弘仁 2年（811）	・新羅海賊船3艘、対馬西海に現われ、そのうちの1艘が下県郡佐須浦に到る。さらに20余艘。海賊を殺害あるいは捕らえる。
弘仁 3年（812）	・対馬周辺に出没した新羅海賊は大事に至る恐れなく、出雲・石見・長門等の国の警護を解かせる。 ・新羅人を放還。
弘仁 4年（813）	・小近島の島民が5艘の船で到来した新羅人110人と戦い、9人を殺害、101人を捕らえる。
弘仁 5年（814）	・新羅人31人、長門国豊浦郡に漂着。新羅人26人が筑前博多津に漂着。
弘仁 11年（820）	・遠江・駿河両国の新羅700人が反乱、人民を殺害し屋舎を焼く。
承和元年（834）	・大宰府管内に漂着した新羅人を射傷させた者は罪科に処し、被害者は治療を施し、食料を支給して放還する。
承和 2年（835）	・新羅人の往来が絶えず、壱岐島の防衛が不十分なため、島民330人を要害の埼に配置することを要請する大宰府の申請を認める。
承和 5年（838）	・新羅人の往来が絶えず、警護につとめるため、史生1員を減じて弩師を置くことを要請する壱岐島の申請を認める。
承和 8年（841）	・「人臣に境外の交わりなし」として、新羅人張宝高の朝貢を認めず、献上品は返却し、積載貨物は民間の交易に任せる。
承和 10年（843）	・大宰府が、対馬島上県郡竹敷埼の防人が新羅の方角より鼓が聞こえたことを伝えてきたことを報ずる。 ・文室宮田麻呂を謀反の嫌疑で逮捕。伊豆国に配流。
貞観 5年（863）	・大宰府が、新羅僧3人が博多津に来着したことを報ずる。
貞観 6年（864）	・石見国に詔して、昨年美乃郡に漂着した新羅人を、食料を支給して放還させる。
貞観 8年（866）	・京都に怪異があり、陰陽寮の言上により、大宰府に下知して警戒させる。 ・肥前国基肄郡擬大領山春永・藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主らが、新羅人珎賓長らとともに新羅に渡り「造兵弩器械之術」を学んで対馬島を「撃取」しようとした事件が起こる。
貞観 9年（867）	・新羅と境を接する伯耆・出雲・石見・隠岐・長門の諸国に四天王像各一鋪を頒ち、高所の見晴らしのよいところに安置して、国分寺僧に最勝王経を転読させる。
貞観 11年（869）	・新羅海賊船2艘が博多津に来たり、豊前国の年貢絹綿を掠奪して逃亡。

・去る貞観8年に越智貞厚に新羅人と共謀して反逆の企てありとして密告した安曇福雄を誣告の罪で遠流に処す。
・諸国に散在する夷俘を要所に配置して危急に備えさせる。
・新羅海賊来襲のことにより、伊勢大神宮に奉幣して平安祈願を行なう。

貞観12年（870）　・鷸鷚鳥を捕らえるため新羅国境に赴き、新羅に囚えられた対馬島下県郡の卜部乙屎麻呂が逃げ帰り、新羅が大船を建造し兵士を訓練して対馬島奪取を企ている様子を目撃したことを語ったことを、大宰府が報ずる。これをうけて、沿海諸郡に警護を命じ、因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐等の諸国に下知して「守禦の具」の修繕を命じる。
・これより先に、大宰府が肥前国杵嶋郡の兵庫の震動を報告したことにより、筑前国・肥前国・壱岐島・対馬島に警戒を命ずる。
・筑後権史生佐伯宿祢真継が新羅国牒を進め、大宰少弐藤原朝臣元利万侶が新羅国王と共謀して国家を害せんとする由を告げる。

貞観15年（873）　・武蔵国が、貞観12年に大宰府より移された新羅人が逃亡したことを報告する。

元慶2年（878）　・大宰少弐島田忠臣が新羅の虜船が我が国に向かっているとの香椎宮の託宣を伝えたことにより、伊勢神宮に冥助を祈願し、大宰府に使者を派遣して「戎事」を警戒するよう命じ、香椎宮に奉幣する。

寛平5年（893）　・長門国に漂着した新羅僧に食料を支給して帰国させる。
・新羅海賊、肥前国松浦郡に来襲。肥後国飽田郡を襲い、人家を焼き、肥前国松浦郡方面に逃走したことを、大宰府飛駅使が報告する。

寛平6年（894）　・対馬守文室善友、郡司を率いて新羅の賊と戦い、300余人を射殺する。

寛平7年（895）　・博多警固所に夷俘50人を増置して新羅の賊に備えさせる。

≪参考資料≫

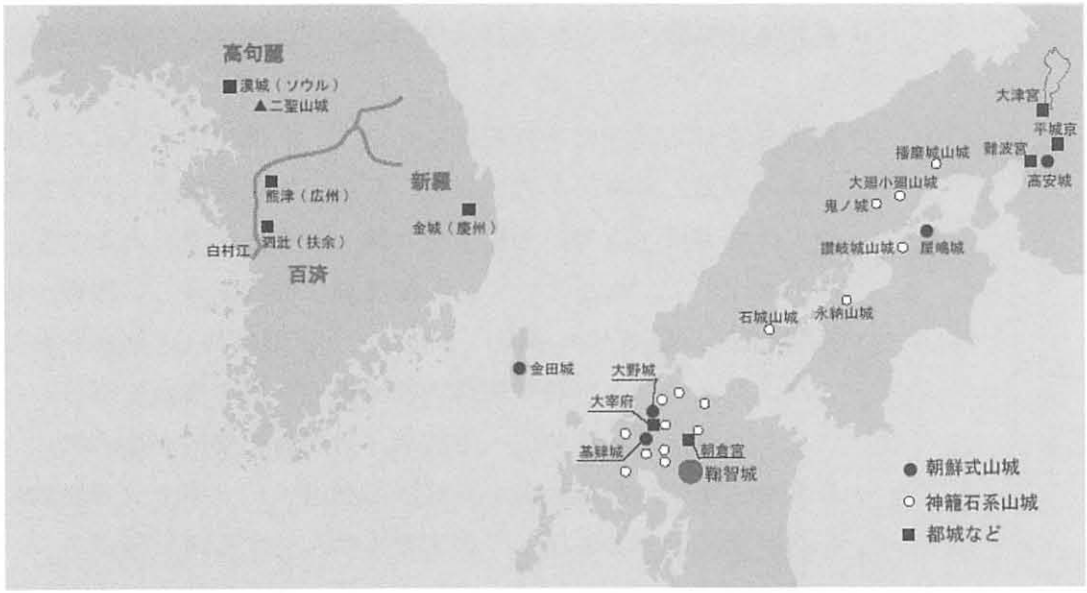

古代山城の分布

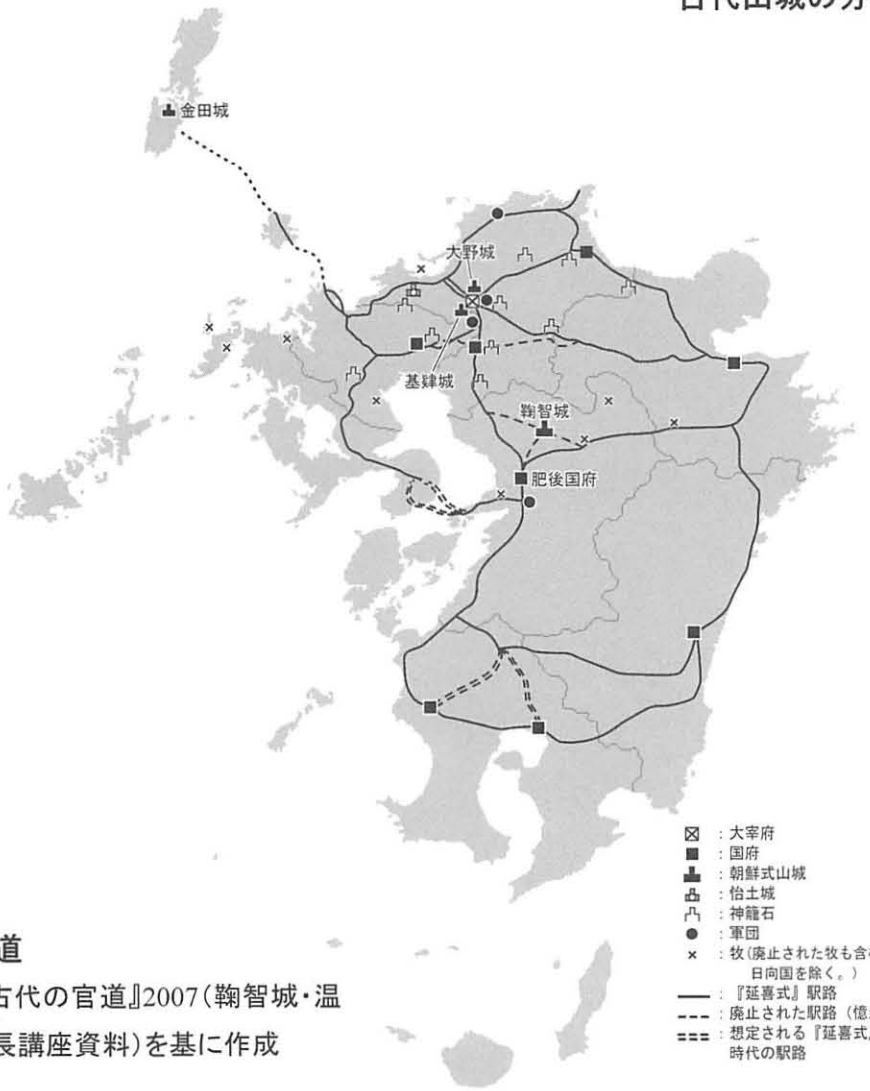

古代の西海道

※日野尚志『古代の官道』2007（鞠智城・温故創生館　館長講座資料）を基に作成

鞠智城関連年表

西暦（年号）	内容
645（大化元）年	大化の改新。
646（大化２）年	改新の詔の発布。
660（斉明６）年	唐・新羅により百済滅亡。
661（斉明７）年	朝倉橘広庭宮に遷宮
663（天智２）年	白村江の戦い　※大和朝廷軍が唐の水軍に敗れる。
664（天智３）年	対馬、壱岐、筑紫等に防人と烽を置く。筑紫に水城を築く。
665（天智４）年	筑紫に大野城、基肄城を築き、長門国に城を築く。
667（天智６）年	近江大津宮に遷宮
	大和に高安城、讃岐に屋嶋城、対馬に金田城を築く。
669（天智７）年	高安城を修理。
670（天智９）年	高安城を修理
672（天武元）年	壬申の乱
676（天武５）年	新羅が朝鮮半島を統一。
678（天武７）年	筑紫国大地震
696（持統 10）年	※「肥後国」の文献上の初見。
698（文武２）年	大宰府をして、大野、基肄、鞠智の三城を繕治する。
	高安城を修理。
699（文武３）年	高安城を修理。
	大宰府をして、稲積、三野の二城を修理する。
701（大宝元）年	大宝律令制定。
710（和銅３）年	平城京に遷都
719（養老３）年	備後国安那郡の茨城、葦田郡の常城を停める。
756（天平勝宝８）年	怡土城を築城。
794（延暦 13）年	平安京に遷都
799（延暦 18）年	大宰府管内を除いて、烽を廃止。
858（天安２）年	（閏２月）菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴る。
	（５月）肥後国菊池城院の兵庫の鼓が自ら鳴る。
	（５月）菊池城の不動倉１１棟が火災に遭う。
875（貞観 17）年	カラスの群れが菊池郡倉舎の葺草を噛み抜く。
879（元慶３）年	肥後国菊池城院の兵庫の戸が自ら鳴る。

この電子書籍は、律令国家と西の護り、鞠智城 鞠智城シンポジウム発表要旨 2015 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：律令国家と西の護り、鞠智城
鞠智城シンポジウム発表要旨 2015
発行：熊本県教育委員会
〒862-8609　熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話：　096-383-1111
URL：http://www.pref.kumamoto.jp/
電子書籍制作日：西暦 2022 年 7 月 21 日